

學を始より教へた級は奥田君等の級であつた。故に奥田君のことを話すに  
ついては、先づ第一に此始めの學校時代に於けることから話したいと思ふの  
である。

當時東京大學の學生の數は極めて少なかつたのであつて、中にも奥田君等  
の級は最も人數が少なく、全級タッタ六人であつた。併しながら此最も小  
さな級は、又最も著しい級であつた。其六人の中で江木衷、奥田義人の二人は  
全級の双璧とも稱すべき優秀の學生で、石渡敏一君は級中で一種の異彩を放  
つて居つた學生である。江木、奥田兩君の學問上の才能に就ては非常に異つ  
て居るやうに思つたのである。江木君は所謂天才肌であつて餘り強く勉強  
しなくても優に全級の首席を占めて居ることが出来る人であつたし、又當時  
は斯の如く小さな級であつて、毎日教師は此生徒に前日に教授した所につい  
て問を掛けて練習をすると云ふやうな、中學風の教へ方であつたが、江木君の  
答辯は常に奇抜であつた。自分の興味を感じない所には格別勉強はせられ

なかつたやうであるが、それでも他の生徒には優る成績を得ることが出来た  
のである。而して自分の興味を感じずる部分については、非常に勉強して圖書  
館に往つて其關係書類を涉獵し、試験の答案等の如きは教師の講義より遙に  
立派な一の論文を出すと云ふ風な有様であつた。奥田君の學才は江木君に  
似て居る様であつて、大に異つて居つた。其議論は非常に活潑であつて、踴  
躍風發の概があつたが、其論旨は奇抜と云ふよりは寧ろ精到周密と云ふ方で  
あつた。此膽大小心とも云ふべき奥田君の修學の風が、或は同君の將來を語  
つたものであつたかも知れぬと思ふ。要するに江木、奥田の兩君は常に全級  
の首席を占めて居られたが、其學風は非常に異つて居つたやうであつた。私  
が石渡君が級中で異彩を放つて居つたと云ふのは、同君は、學生時代より非常  
に議論好きであつたのを指すのである。同君は毎日前日に講義をした所に  
ついて種々の質問をし、其質問に關して議論をして十分自分の承服するまで  
は已まないと云ふやうな風であつた。此小さな級の全級の半數が斯の如き



學生であつたからして、同級は非常に面白い級であつた。明治十五年に私が法學部で學生と研究會を開いて、當時公にされた「ボアソナード」氏の民法草案を基礎として、學生と共に討論研究することを始めた。然るに此級の議論に依つて「ボアソナード」氏の民法案の如き陳腐なる自然法主義に就て論究するよりは、一の學會を起して大いに法律學の振興を計る方が宜いと云ふやうな説が出で、是が元となつて今の法學協會なるものが起つたのである。而して當時土方、江木、奥田、三崎、渡邊、坪野等の諸氏は同會の設立に就ては非常に盡力されたのである。

此奥田君等の級の三人について思出したことのあるのは、此兩三年前のことである。私が當時の講義案を纏めて置く爲めに其書類を整理した時に、明治十六年に私が講義をした海上法の試験答案が三綴出て來た。それは江木、奥田、石渡の三君の答案であつた。私は試験の答案は後に問題の起つた時に證據とする爲に、一年間は保存して置いて、次の試験期に總て之を焼捨つるこ

とを例として居つたが、此三つの答案文を保存して置いたのは理由があつたのであると云ふことを思出した。それは當時は我國に於ける法律學の教授法と云ふものは未だ定まらず、日本語の教科書のないのは勿論、外國の法律語、殊に英吉利法の法律語の譯語と云ふものは、未だ少しも定つて居らぬと云ふやうな幼稚時代であつたから、各級共に英文の教科書を用ひ、其講義をするにも英語を以てし、學生の答案も英語に依ると云ふ有様であつた。併しながら我國の法學を起すには、日本語で法理を説くことの出来るやうにならなければならぬのは勿論であるから、先づ法律語の譯語を定めるのが本邦の法學發達の第一歩であると考え、當時宮崎道三郎、菊池武夫、土方寧、栗塚省吾、木下廣次等の諸君と法律語撰定會なるものを起して、毎週一度宛九段下の玉川堂に會合して法律の譯語を議定することゝして居つた位であつた。斯の如き有様であつたから、私の受持つた學科も、法學通論を除く外は、盡く英語の教科書に依るか、又は英語を以て口述したものであつた。従つて其試験答案も英語



であつた。然るに、其中で邦語を以て講義を試みた其初めの一つは海上法であつたが、其試験には例の通り江木、奥田、石渡の三君の答案の成績が非常に優秀であつた。此試験的日本語の講義の成績が斯の如く能く出来たと云ふことを非常に喜んで、三君の答案丈は焼捨てるに忍びずして講義案と共に保存してあつたのである。當時學生たりし此等の人々が、今や本邦有名の學者となつて、或は屢々臺閣に入り、或は司法上、立法上顯著なる位置を占めて居るのであるが、其の三十餘年前の書生時代に於ける試験答案を發見したと云ふのは、非常に面白いことであると思つて、兩三年前、是等の答案を右の三君にそれぞれ還付したのであるが、奥田家にも必ず此の書生時代の記念品が遺つて居るだらうと思ふ。

奥田君が學生時代から既に其名を天下に知られたのは、彼の有名なる明治十六年の東京大學の暴動退學事件であるから、此事について當時の模様を少しお話しやうと思ふ。當時の東京大學の卒業式は非常に盛大なる儀式を以

て行はれたものであつて、毎年夏期若しくは秋期に於て夕刻から其式を行ひ、太政大臣、參議、各省卿、外國公使等を初めとして、廣く内外の貴紳を招待し、其あとで、式場にて立派な立食の饗宴があつた。明治十四年の卒業式の時には、當時理科教授であつた山川健次郎君等の盡力に依つて、東京で初めて式場の前に「アークライト」の大電燈を點けて、市民が之を見物に大學の前へ集つたと云ふやうな有様であつた。然るに不幸にして此大學の卒業式について種々の事件が発生した。抑も明治十六年の退學事件なるものは其遠因を明治十四年の卒業式に發したものであつて、同年の卒業式に於ける故鳩山和夫君の演説から一騒動が起つた。同君の演題は佛蘭西革命の話であつて、之に依り法律秩序の重んずべきことを説かんとしたのである。法律は社會の秩序を維持するものであつて、丁度此度新たに點けられた電燈の様なものである。若し法律が無いとすれば、電燈が消えた様なものであつて、佛蘭西革命の當時のやうに社會が眞暗らになり、無秩序になつて人命財産の保障も無くなり、當時



の大藏大臣の首も飛んで仕舞つたとか云ふやうな趣意の演説をされたのであるが、其演説が大蔵參議連の非常なる誤解を招いて、種々の物議を生じ、遂に鳩山君が退職することになつた。殊に滑稽なのは、當時に於ける大藏卿の首が飛んだと云ふ時に、時の大藏卿の顔を振向いて見たとか云ふやうなことが、大變八釜敷なつたと云ふことである。此事件で、時の大官連は大に感情を害して居つた。然るに翌明治十五年の卒業式にも亦不幸なる出来事があつた。同年にも前に言つた通り卒業式が夜分に行はれて、其式後には立派な立食の宴が開かれ、シャンペンまでも出ると云ふやうなことであつたから、學生等にも相應の御馳走があつたのであるが、學生等は一杯機嫌で貴紳の宴會場へ押掛けて來て、來賓の中に交り、盛に西洋酒を飲んだり立食の御馳走を攻撃した。是等の事が非常に當時の大官連の氣に障つて、大學の卒業式と云ふものは、重ね重ね不都合のことがあつたから、今後太政大臣始め參議其他の大官連も列席しないと云ふ議論が起つた。そこで當局は、卒業式の改正を行なはうとし

た。畢竟宴席等に斯の如き不體裁を生ずるのは、夜中に式を擧げるからである。又御馳走も餘り立派過ぎると云ふことで、稍質素にすることにし、學生の御馳走も之に準じ質素にすることになつた。よつて其翌年即ち明治十六年十月二十七日には、午後に卒業式を行ふと云ふことになつた。從來卒業式には生徒一同式場に列席するのが例であつたが、同日は式の始まる時刻が近付いても、卒業生以外の生徒は一人も式場に出て來ない。其中に來賓が追々來場し始めたが、丁度盛に來賓が到着する時刻になると、寄宿舎から鯨波を造つて學生が三三五五式場の前の方を駆抜けて校門を出て何處かへ行つて仕舞つた。それで學校の方では非常に驚いたけれども仕方がない。當日の卒業式は極めて寂寥たるものであつた。同年の卒業生は僅に四十名に過ぎなかつたのであるから、廣い式場が人が少なく、極めて間が抜けて、變な工合で式だけは終つた。式が終つて、來賓が丁度今退散しやうと云ふ際になると、前に校門を出た學生は、酒氣を帶び、大元氣になつて、鯨波を造つて學校に歸つて來



た。後で聞くと、前年の卒業式に學生が立食場を襲撃した爲に卒業式が晝になつたと云ふことが學生の氣に入らなかつた一つである。又一つは寄宿舍の周圍に木柵を設けて、人を虎か狼のやうに動物扱にすると云ふことが氣に入らなかつた今一つの原因であつたさうだ。要するに、其他の不平もあつたらうが、是等が近因となつて、學生間に竊に前より計畫する所があつて、正に卒業式の始まらんとする時に、大舉して校門を出で、道灌山の花見寺へ行つて盛に酒を飲み、丁度式が終り來賓が退場する頃を見計つて歸つて來たのである。學生が歸つて來た時はもう暮れ方であつた。それから歸つて來ると、今度は寄宿舍で亂暴を始めた。先づ第一に氣に入らなかつた堅固な柵を多人數が寄つて之を押し倒した。それから窓を壊したり、床を踏み鳴し、詩を吟じたり、放歌したり、平生氣に入らない奴を運動場へ引張り出して袋叩きにしたり、どうも其勢は凄じいものであつた。併し此際に於ける加藤總理の處置は、實に其當を得たものであると感服したのである。總理は決して細かなことには世

話を焼かず、先づ校門を締切つて、警察署より駆付けて來た警官等をして一人も校内に入れなかつた。で人をして言はしめて、學生間に少し許りの騷擾があるが、是は學校内のことであつて、學校内で之を治めるから、未だ貴君等の手を煩すに至らないから、どうぞお引取を請ふと言つた。よつて此騷動は外にも聽え、警察は心配した様子であつたけれども、餘儀なく一人も校内へ入らなかつた。總理は職員等に命令して、青年は皆酒氣を帯びて暴れて居るのであるから、其儘にして置くが宜からう。唯火災のみを用心して置けば、其内に皆勢力が盡きて仕舞ふから、遠方より監視して居れと云ふことで、少しも干渉するなど言つて居られたが、果して其言の如く、學生は皆遠方まで行つて酒を飲んで歸つて來た後、心一杯暴れたので、追々とくたびれて靜になつて仕舞うた。又火災の警戒は、「ランプ」を一つ叩き落したけれども、是は某氏が自分の洋服を脱いでそれに被せて消したから事なくして濟んだ。尙此際に於ける種々面白い話もあるけれども、今は奥田君に關係する分だけを話さうと思ふ。



奥田君は當時最上級に居られて、學生中の首腦として仰がれて居つた人であるから、此騒動に關する態度は、言はゞ其首領であつたが實は之と同時に監督者でもあつて、此騒動をして甚しい害を生ぜしめぬ様に注意して居られたやうな跡が見える。學生が大舉して寄宿舎を出る前のことであるか、又は打揃うて寄宿舎に歸つて是から大に暴れやうと云ふ時のことであるか、それは確に分らぬが、兎に角學生が一同食堂に集つて居た時に、奥田君は有名な「擧丸演説」なるものをやつたと云ふことである。それは奥田君が卓子の上に立つて、諸君は擧丸を持つて居るか、擧丸を持つて居るならば男らしくやるべしと叫んだと云ふことである。すると學生一同拍手し、床を踏鳴して喝采し、氣勢大に揚つたと云ふことである。是と同時に、學生が寄宿舎の柵及校堂の破壊をやつて居る時には、諸方を廻つて、大事に至らないやうに、それとなく氣を附けて居られたと云ふことも、皆人の言ふ所である。當夜の騒動は實に盛なものであつたが、夜の二三時頃になつて、皆草臥れて靜になつて仕舞うた。

翌朝から加藤總理は、各教員等をして學校全體の學生の審問を開かしめた。教授、助教授等を組合せ、二人宛を審問委員とし、各教場を審問所として、學生全部を數組に分つて一人宛喚出して、其騒動に關係の有無、其舉動、其他について訊問をして、一人一人の口供を取つて之に署名せしめた。其時は自分も審問委員の一人であつたが、其訊問を受けた學生の態度は、概ね三種に分つことが出来たと思ふ。第一類は皆酩酊前後忘却と云ふ申立である。これは大多數である。第二類は種々辯疏してなるべく自分が關係したことを小さくせんと試みる様に見えた人もあつたが、これは極めて少數である。第三類は之に反して得意に自分の關係を語り、自から進んで其責を負はむとする人々であつた。奥田君はたしか故菊地大麓君等が訊問したと記憶するが、此時に於ける同君の態度は實に立派であつたと言つて、教員間の稱讚を得たのである。奥田君は今舉げた第三類に屬するのである。自分は全學生の首席にあるものであるから、此事に關する責任は自分一人である、と云ふやうな申立てから



始まつて、其暴動の原因等を遠慮なく申立て、自分及び學生等全體に關する舉動等を少しも隠す所なく述べて、而も其陳述が整然として居つたと云ふことである。其時の訊問の方法は、學生をして口述せしめて、此方で之を書き取つて學生にそれを示して署名せしむるか、又は學生の望みに依つては自から其席で始末書を作らせるか、孰れか其一を選ばせたのである。奥田君は一應口頭で述べた後に、其始末書を其所で自分で作られた。是は其時の始末書の中で一番詳密で一番長いのである。此當時の始末書は今尙之を一括として帝國大學に保存されてあるが、當時の奥田君の始末書なるものは實に面白いもので、其文章の血氣盛にて意氣大に昂れる有様も想ひ見ることが出来るし、又思想が周密であつて、其書類の體を得て居ることも分るし、是と同時に暴動の大將軍と仰がれて居つたが、其代り末輩の考へもなき亂暴などを制し、其害の大ならざるやうに注意して居つたと云ふことも能く分るのである。此學生時代に於ける一篇の書類と云ふものが、私は奥田君の生涯を略ぼ豫告して居

つたやうに思ふのである。此取調べ書類を、數年前南校以來東京大學に至る迄の卒業生の會で、毎年五月二日に集まる「五二會」に借用して提出され、會員が其昔の亂暴書生時代の證據物を見て、非常に興を催し、今昔の感に堪へなかつた事があるが、其時に見ると、奥田君の口供始末書、朝比奈泉君、三上參次君の始末書は、孰れも中々の名文であつて、今の老先生の昔を偲ばせる種となつたのである。奥田君は今の亂暴生徒の頭領となつて居りながら、總てを監督して居つた跡の見ゆる一例を云へば、斯う云ふことがある。寄宿舎の湯殿の方に當つて大きな聲を出して非常に威張つて居る者があるから、湯殿を覗いて見ると、畔柳某が著物を著て袴を穿いたなりで湯の中に飛込んで、盛に暴れ大に叫んで居る。それから手を持つて引張り出したら、全身ビシヨ濕れになつて手が附けられない。仕方がないから、それを寢室へ伴れて行き、著物を著替へさせてやつた杯と云ふことがあるのを見ても、餘程注意して居られたものであらうと云ふことが分る。



右の如く學校では學生全體を訊問したけれども、前に述べた如く、或は酷酈に託して何も言はない者もあるし、或は隱蔽せんとする者もあるし、或は面白半分に自分のやらない事までもやつたやうに言ひ出た者もある。中には當時病氣で寝て居つた者が、大に暴れたやうな始末書を出して居る者なんどもあつたので、とても真相と云ふものは分らぬのであるが、兎に角加藤總理は苟も始末書上に於て關係ありとせられたる者は、學校の規律を正す爲に全部退學すると云ふことを文部省に申出された。併しながら、斯の如き斷然たる處置を取るに就ても、加藤總理の考は實に感服なものであつた。學校の校規を正すと同時に、是等の學生のやつたことは元と無邪氣なことであるから、是が爲に當時日本に於て最も有望な將來を持つて居る青年の方向を迷はせると云ふことはいかぬと云ふことを思はれて、退學と同時に其後或一定の期間他の學校へ入ることを禁ずと云ふ命令を與へ、文部省からは全國に告示をして、今回退學させた學生を學校へ入れることは出來ないと云ふことにされた。

其處分は實に果斷にして嚴酷に失するやうに表向は見えたけれども、加藤總理の眞意は學校の規律は之を立て、而して學生は悉く之を救はうと云ふのであつた。此學校騒動は實に全國を驚したものであり、且つ其退學處分を官報で公示したのであるが、其告示に鳥取縣士族奥田義人外百四十幾名云々と云ふ文章が冒頭に出たものであるから、此大事件について奥田君一人の名が天下に廣まつた譯である。

奥田君を筆頭とした百幾十名の退學と云ふことは表面極めて嚴酷なる如くして、其裏面には加藤總理の慈愛の心が籠つて居つたのであるから、數月を経ずして目立ないやうに追々と復校を許して、此退學の爲めに、一人も學生が方向に迷ひ、又は其修學の期を一年遅れることなくして濟んだのである。且つ大學生も固より前に述べた如く、無邪氣な原因から出來たことであつて、且つ追々加藤總理の心持も能く分つて、退學中も勉強して居つたから、これが爲めに其修業年限が遅れると云ふこともなく、明治十七年には、此騒動の首領た



る奥田義人君も目出度卒業したことである。

爾來奥田君と私との交は三十有餘年間を通じて極めて親密であつたが、それについて特に話したいのは、同君は人の知る如く卒業以來官吏生活もし、或は政黨にも入り、屢々臺閣の班に列する如き、個人として非常な繁劇な人であり、身は顯貴の位地に在りながら、終始自から謙抑して、師弟の禮を執られたことに對して、自分は實に深く感激して居る次第である。私の公私の一身上のことについても、常に親切に心配して呉れられ、又此方の相談にも預つて、いつも種々盡力もして呉れられたのである。又學校關係にしても、其後卒業生の就職上について奥田君に世話を頼むと、非常に熱心に盡力せられて、これが爲めに其職を得た人も少く無い。數年前私が大病をして、殆ど絶望の状態に陥つた時分などは、丁度奥田君が文部大臣をして居られて、恢復の後に聞く所に依れば、非常な心痛をせられたと云ふことである。同君の交誼の厚かつたことを思ふにつけても、實に胸一杯になつて、同君に關する事を詳かに話すこ

との出来ないやうな次第である。

同君は人の知る如く、公人としての生活をして常に劇職に居つたのであるけれども、又常に學者たるの生活を捨てなかつたのである。如何なる劇職にある間でも、必ず學問の研究を續けて、殊に親族法、相續法等を専攻し、人の知る如く、之に關しては大學初め他の學校でも講義を爲し、或は著書等もしたのである。それで親族法、相續法等については、固より種々難解な問題が多くあるものであるが、同君が講義又は著述等をせらるゝについて、此難解の問題は、之を大概筆記して置いて、屢々余の書齋を叩いて質されたのである。然るに、同君の難解とせらるゝ問題は私に於ても難解であつて、同君の質問に對して満足な解決を與へ得たことは極めて稀である。大概は、どうも僕にも分らぬと云ふ答をするのに終つた。よつて屢々君は僕の意見を叩いても君の分らぬ事は僕にも分らぬから、わざわざ足を運んでも時間潰しになるばかりだから、此方でも氣の毒であるから、廢めたら宜からうと言つたこともあるが、同君は



「僕の分らぬ所が君にも分らぬと云ふことを確めれば、それに依つて一つの安心を得る譯であるから、決して無駄足にはならぬ」と言はれたことがある。

近年は別して劇職に居られたけれども、常に親族法、相續法を増補改訂して之を出版しやうと云ふことで苦んで居られた。これが爲めに、其材料を求められ、又は書物を借りに來られたことなども度々あつたが、遂に此書物のことも、文字通りに忙殺されて、此學問上の努力に一步を進めると云ふことに及ばなかつたのは甚だ残念である。此増補改訂の草案は、或は尙同君の机邊に遺つて居りはしないかと思ふのである。

人生常無くして、壯者先づ逝き、老者が其事蹟を語る程悲しいものはない。別して奥田君の如き學問上には其學生の初めから關係があり、其後も終世其關係を忘れずして非常な厚い友誼を以て交つて貰つた人を喪つたのは、老後の一大打撃であると言はなければならぬ。

〔大正六年十月「法學新報」第貳拾七卷第九號掲載〕

大正七年



## 帝國學士院授賞式に於ける演説

〔天正七年五月十二日〕

來賓閣下並に諸君。本日本院に於て授賞式を舉行するに際し、各位の御臨場を辱くしたるは、本院の光榮とする所でありまして、茲に一同に代りて深厚なる謝意を表します。抑も本邦に於ける學士院の設置は、之を泰西諸國が數百年前より之を有するものに比すれば、日尙ほ淺く、随つて其性質も未だ普く世人の熟知する所となつて居りませぬ故、此機會に於て、本院の性質及び事業について其概要を述べ、各位の清聽を煩はしたいと存じます。本院の目的及び職務は、帝國學士院規程第一條に明記してある通り、學術の發達を圖り教化を裨補するにありまして、泰西諸國に於ける學士院も、概ね皆同一の目的を以て設立せられて居るものであります。此目的を達する爲め、帝國學士院は左



の三つの資格を併せ有するものであります。

- 一、内に在りては學問の中心機關たること。
- 二、外に對しては世界各國に於ける學問の聯絡機關たること。
- 三、學者優遇の府たること。

此三つの資格を有することは、略ぼ各國の學士院共通の性質とも云ふべきものであります。今右の三資格について少しく之を敷衍して説明致しますれば、

第一 學士院は學問の中心機關たること。

學士院の職能が一國の學問の中心たるに在る事は、今を距ること丁度百年前に、彼の有名なる天文學者で、『フランスのニュートン』と稱せられ星雲説の首唱者たる「ラプラス」が、當時「フランス」の學士院長として論じて居りました。凡そ一國に於ける學問の機關は、大學を始め諸學校、研究所、學會等があり、又個人の學問研究者もありますが、學士院の大學其の他機關と異なる所は、大學

は學問の教育及び研究の最高機關であり、其他の機關も或は此二者を目的とし、或は其一を目的とするものであります。但し、學士院は自身教育機關たるにも非ず、又研究機關にも非ずして、各大學其他の高等學術團體及び學者の中央に居て學術の發達を圖るを以て其職分とするものであります。本院が此任務を盡すについてこれまで採り來りたる方法については、略ぼ泰西諸國の學士院の採り來りたるものに同じく、主として左の數件であります。

一、學術研究の補助

本院の議決に依り特別なる研究の必要を認め、會員又は會員外の者をして之を擔當せしめ、其費用を補助し、又は器械を貸付し、又會員若しくは會員外の學者より研究費補助の請求あるときは、各部に於て委員を設けて審査を爲さしめたる上、總會の議決を経て前同様の補助をいたします。

二、學術研究の獎勵

本院の議決に依り、特に獎勵を要する學術に對して、前同様の手續に依り



研究者に奨學金又は奨勵品を支給いたします。

### 三、學術研究補助の推薦

學術研究補助者の依託に依り、本院に於て委員を設けて其研究科目を審査し、其補助の必要の程度に應じて推薦を爲すことがあります。例へば東照宮三百年祭記念會は、毎年巨額の費用を支出して、學術研究を補助することゝなつて居りますが、本院は同會の依囑に依り、毎年補助請求科目の審査を爲し、其結果を同會に報告して研究補助の推薦をいたします。

### 四、新研究の結果の發表

學士院は各國に於ても學者の創始的研究を發表する公認機關となつて居りまして、同一事項について二人若しくは二人以上の學者が、殆んど同時に發見を爲すことは學問歴史上敢へて珍しからぬ事であり、但し、通常の場合に於ては、其發見の先順位プライオリチの名譽は、先に學士院に於て發表したる者に屬します。我學士院に於きましても、會員の研究は勿論、會員の紹

介に依り會員以外の學者の新研究の結果が報告せられまして、之を學士院の記事又は論文集等に載せて世界に發表せられます。今回恩賜賞を授與せられます柴田博士の「フラグマン」體研究の如きも、前後兩回本院に報告せられたものであります。

### 五、出版

本院に於ては前述新研究の結果に關する報告論文等の外、本院の事業として編纂又は著作せしめたるもの、其他故人又は今人の著作にして、學術上最も有益なるものは、他に出版者無きときは、之を出版することがあります。

### 六、授賞

學術の進歩上最も有益なる研究の結果に對しては、本院に於て慎重なる審査を行ひたる上、毎年授賞致す事になつて居ります。授賞の制は各國に於て最も盛に行はれて居る所であり、我が邦に於ては明治四十三



年に本院に於ける學術獎勵事業の趣旨が忝くも天聽に達し、賞典資御下賜の旨難有き御沙汰を拜しまして、同年より毎年授賞式を行ふことに相成り、次で男爵三井八郎右衛門氏及び岩崎久彌氏より寄附せられたる學術研究獎勵費をも賞典資に充つることとなりました。

右は本院が學問の中心として行ひ來りたる學術獎勵事業の概要であります。第二 學士院は世界各國に於ける學問の聯絡機關たること。

歐米諸國の學士院は前述の通り、既に數百年若しくは數十年前より設立せられて居るものであります。近年に至り其事業は愈發展して參りまして、前世紀の末年、即ち一八九九年に萬國學士院聯合會の設立が議定せられ、聯合會に屬する學士院は協同して學術の世界的事業に従事し、且つ互に聯絡を保ちて學術の進歩を圖ることとなり、一九〇六年に至り、我帝國學士院も之に加入し、爾來每會本院より代表者を出し來りました。今回も此大戦中に英國の皇

立學士院「ロイヤル、ソサイエチー」の首唱に依り、從來萬國學士院聯合會に於て行ひ居たる事業を、將來如何なる方法に依りて遂行すべきかの問題につき、聯合諸國の學士院代表者會議を開設する事に決定しましたから、本邦よりも會員櫻井田中館の兩博士が本院を代表して同會議に列せらるゝ事になつて居ります。

### 第三 學者優遇の府たること。

學士院は學者優遇の府でありまして、歐米諸國に於きましても學士院會員は其數を限り、碩學中より最も嚴重なる規則に依りて選舉せられますから、其會員たる事は學者の至大なる名譽とし、國家社會より學者優遇の府と看做されて居りませぬ。我帝國學士院も會員に定數あり、且つ最も嚴重なる選舉法に依り推薦することゝ成つて居りますから、缺員ある毎に之を補充するには時として一年餘もかゝる事がある位であります。本院に於て推薦したる會員は勅旨を以て命ぜられ、勅任の待遇を賜ひ、又規程上高齢者には特に年金を



賜ふ事があることになつて居ります。又最近に至り、政府より本院會員に鐵道乗車券の交付もありました。本院には前に述べましたる如く、皇室より賞典資の御下賜ありますのみならず、此度は圖らずも會員一同を離宮に召されて午餐を賜はるの恩命を拜し、會員一同學問御獎勵の聖旨に對し奉り感激の至に耐へず、倍々責任の重きを感じず次第であります。

本院の性質及び事業は概ね前に述べました通りであります。我が國に於ては學士院の設立日尙ほ淺く、世人未だ充分に其性質を知らざる爲め、之を歐米諸國の盛大に比すれば未だ極めて微々たるものであります。然しながら上に述べましたる通り、皇室の厚き御保護があります外、近年に至り殊に大戰勃發以來、本邦に於ても一般の社會が漸く學問の威力を認むるに至り、各方面より本院の事業を贊助するの舉の追々と殖えて參りますのは、學問進歩の爲め誠に喜ばしき次第であります。前記皇室御下賜金及び三井男爵、岩崎男爵の寄附金の外、工學博士藥學博士高峯讓吉君、男爵住友吉左衛門君、男爵古河虎之

助君、男爵藤田平太郎君、三井合名會社、山下龜三郎君、故桂公爵記念事業會及び末松子爵夫人等より各學術獎勵金の寄附がありました。是等學問保護者の寄附は、本院を通じて本邦に於ける學問の進歩に多大なる貢獻を爲すは申すまでもありません。

扱、本日授賞に相成りまする和田英松君輯宸記集及び皇室御撰解題、木村泰賢君著印度六派哲學、理學博士柴田桂太君の植物界に於ける「フラヴォン」體の研究、醫學博士理學博士桂田富士郎君及び醫學博士藤浪鑑君の日本住吸血蟲病の研究及び法學博士瀧本誠一君編日本經濟叢書に關する授賞の理由は、是より會員が説明せられますから之に譲りますが、之等の著作又は研究に對する擬賞の審査及び部會並に總會の審議は最も鄭重なる手續を履むこととなつて居ります。随つて之を授けらるゝ諸君の名譽は申すまでも無く、斯の如き適當なる授賞の目的物を得たるは我學界の慶事と云はねばなりません。茲に諸君の名譽に對し會員一同と共に深厚なる祝意を表します。



## 學術研究會議の設置に關する建議

科學は文化の淵源、富強の基礎なり。今日之が研究を獎勵し其の發達を促すは國家必須の要務なりと謂ふべし。我邦比年大に科學を尊重し、之が研究機關亦存せざるに非ずと雖、不幸にして其の成績の觀るべきもの多からず。歐米諸國に對して猶遜色あるは洵に憂虞に堪へざる所なり。蓋し我邦科學の進歩遅々たる所以のものは、畢竟之を獎勵するの道未だ完からずして、且研究機關及び其の聯絡運用に於て闕くる所あるに由るなり。故に今日の急務は、大に科學の研究を獎勵し、各研究機關の設備を整へ、交互の聯絡を圖り、尙進みて外國との聯絡を密にし、努めて研究能率を増進して有效なる成果を擧げむことを期するに在り。

今や歐米諸國は世界大戰の經驗に鑑み、益々力を科學の研究に盡し、昨年十

月倫敦に開かれたる聯合諸國學士院代表者會議は、各國に學術研究會議を設け、悉く之を聯盟せしめて萬國學術研究會議を組織し、以て科學發達を圖り、此れに由りて世界の文運に貢獻せむことを決議し、次で同年十一月巴里に開かれたる同代表者會議の議決を以て臨時萬國學術研究會議を興し、既に共同研究の準備に着手したり。本院は、曩者聯合諸國學士院代表者會議開催の議あるや、總會の議を経て代表者を簡派し、之をして倫敦巴里の兩會議に參列せしめ、其の決議に賛同せり。今に於て帝國學術研究會議を設置するは、單に自國の學術促進に切要なるのみならず、國際の研學聯盟上一日も緩うすべからざるものあるなり。

學術研究會議は内閣總理大臣直轄の下に置き、帝國學士院會員、帝國大學教授、其の他朝野各方面の學者、技術者等より議員を擧げて之を組織し、學術研究獎勵の道を講じ、國內諸種の學術研究機關の聯絡を圖り、組織的及び共同的研究を獎勵し、又個人の獨創的研究を助成し、帝國を代表して諸種の學術的萬國



會議に加入し、且常に智識の交換に努め、又學術上の事項に關し政府の諮問に應じ、政府に建議することを以て其の主要任務とすべきなり。

要之、學術研究會議は、内に在りては學術を獎勵するの樞軸たらしめ、外に對しては帝國學術を代表して外國の研究と聯絡を保つの機關たらしむるものにして、時勢の進運に順應する必須の計畫なりと謂はざるべからず。本院は政府の速に之を設置せむことを切望して已まざるなり。

右本院總會の議を経て茲に之を建議す。

大正七年六月十七日

〔編者云、本篇は帝國學士院長の名を以て内閣總理大臣、文部大臣に提出したものである。〕

## 日本經濟叢書完成記念會に於ける演說

〔大正七年五月十三日、上野精養軒に於て〕

瀧本博士並に諸君。私は瀧本博士とは青年の頃同じ藩學即ち藩の學校に通ひまして、共に漢學を學びました昔の學友の一人でございます。郷里を同じうし學校を同じう致しました此一友人が、多年の精勵刻苦に依つて學問上の功績を擧げられ、又其功績が此度學界の中心たる學士院によつて認められ、又先頃は、同君の學力が同學者全般に認められまして、最も多き投票を以て法學博士に推薦せられましたのは、同郷の古い友人と致しまして、私一個の喜びは素よりのこと、又學界に斯の如き強い一元素を加へましたことは學界の爲にも喜ぶべき次第であります。實は瀧本君とは同じ學校に通ひましたけれども、其後は殆んど交通が無いと云つても宜しい有様で、漸く五十年後に親し



く膝を交へまして話をしたと云ふ位でございますが然らば其間瀧本君に會はなかつたかと云ふと、實は度々顔を合して居るのでございます。それは何處であるかと云ふと、古本屋の店頭であります。私は道樂半分に古本が好きでございますして、古本屋を漁つて居る。そこで古本屋の店頭若くは古本展覽會にて、必らず瀧本君と顔を合すと極つて居るのであります。古本屋の外は、五十年來つひ一週間位前までは、親しく長く話したことは無いやうな有様であつたのであります。私の此古本好きは道樂に終るのでございますが、瀧本君の古本癖と云ふものは、本當の癖でなくて、或る目的の爲に斯の如き事を致して居られると云ふことが、近年に至つて分つたのであります。一體學者と云ふものは勿論種々あることは申すまでもないことでありまして、或は古來の聖賢又は碩學等の學説を註解敷衍してさうして人に傳ふるやうな謂は、仲介宣傳を以て事業と致して居ります學者も多うございます。昔はそれが最も多かつたので、これ亦實に學者の働く事柄として貴重なるものであると云

ふことは申すまでもない話であります。又一步進みましては、自ら一機軸を出し、或は古き考を新らしく組織を致しまして之を世の中に傳へると云ふが如き、即ち創始と云つて宜しうございますが、全く新らしい考が出るか出ないか分りませぬが、兎に角自分の研究と云ふものを、人に對して傳へると云ふやうな學者もある。是亦學問の進歩の爲に、最も大切な事であつて、斯の如き學者は、近世に頗る殖えて參りました。昔の學者は、仲介宣傳だけに止つて居た者が多かつたが、近頃は、自分の新たなる研究に依つて學問を進めると云ふ、是亦最も大切な學者の一つの種類と言はなければならぬ。然るに、茲に一つ第三種の學者と云ふものがあるのでございます。是等の研究、或は之を仲介宣傳し又は新たに學説を出す、其學の思想の根本の材料を與へる第三種の學者があります。此の如き學者は、或は學者を教へると言うても宜しうございませう。必竟學問には、精神上の食物を調理鹽梅して味ひを良くして人に食はせる如き人も無くてはならぬのでございます。其食物の材料、或は穀物或



は魚肉の如きものを供給する人も無くては、如何なる庖丁と雖も、太牢の美味を調理して人に味はせることが出来ないであります。一體學者は、一般の人に智識を與へる―古人の智識を紹介して與へるとか、或は自分の新たな智識を之に傳へるとか―學者と云ふものは智識を一般の人に與へると云ふことはありますけれども、此學者に智識を與へるものが無くては、米も無く、牛肉も無く、肴も無く、野菜も無くして調理をするやうなことになるのであります。昔よりして、是等の學者を教へると云ひませうか、學者に材料を給すると言ひませうか、一種の學者、第三種の學者と云ふものが随分昔からあります。是等の仕事は、萬世を経て學問を益して居るものであります。種々の辭書、例へば康熙字典と云ふやうなものとか、淵鑑類函と云ふやうな種類のものとか、或は或事柄を集めました例へば類聚名物考のやうなものでありますとか、種種學問の材料を彙類して、之を後世に遺し、之を學者に與へると云ふ一種の仕事が、第三種として澤山あるのであります。又彼の塙檢校の群書類從の如き

は先づ其一つで、近くして著しきものゝやうに考へます。或る昔の學說を仲介致し、之を傳へると云ふことは、其學說が果して正しいものであり宜しいものでありますれば、これは必らず利益を與へます。或はこれが誤つて居りますれば、自分は善意であつても誤りを傳へることが無いとは言へない。自分から考へまして、新研究の學說と云ふものを傳へる、是亦同じことで、洵に大切なことでもあります。が、悉く正しいとは言へない。或は誤りを傳へ、或は假説を貽すと云ふことがないとも言へないのであります。獨り此第三種の學者は、學者に精神上の食物材料を與へる。原料を與へる。此仕事に至りましては、萬世に互りまして必ず役に立つ。其時代の人も之を用ひ、其次の人も、次の次の人も之を用ふる。過去の人も之に據り、將來の人も之に據ると云ふことでもあります。即ち學者を経て間接に一般の人を裨益すると云ふ仕事は、學者に精神上の食物の材料を與へると云ふ仕事であります。瀧本君の仕事の如きは、他に種々御自身でやられた、前に申した第一種第二種に屬するものもあり



ますけれども、此所に現はれましたのは第三種の學問上の仕事であります。學者に材料を與へる。是は間違ひのない話、又學者をして間違はしめざる基である。兎角空理空論に趨り、材料が少くして議論が大きくなり易い。然るに、古人の既に研究致したること、或は昔あつた事實等の如きを、最も得難い所より、最も廣く之を集めて、之を學者に供し、學者が資料を利用すべき方面を廣めることになれば、學者は其點に於て非常に心強いのであります。私は經濟學者ではありませぬ。法律學者の片割れでありますが、私共の方に於きましても、瀧本君の日本經濟叢書の如きは、極めて有用でありまして、私は度々其書物に依りまして研究の資料を得、論文の中にも之を引用致したことがあるのでございます。純粹の經濟學者は勿論のこと、社會學者も之に據る者がありませう。政治學者も之を利用しませう。それ等各方面に互りまして、此精神的資料を供給されたと云ふことは、近年に於て最も大きかつたと思ひます。之を塙保己一の群書類従の如き大きな字に刷りましたならば、何の位なものに

なりませうか、一寸分りませぬが、日本經濟叢書は多分群書類従よりも餘程大きなものになると思ひます。所で此所に御出になります、濫澤男爵は桂公爵記念事業會の幹事長をして居られますが、先年同會より巨額の金額を帝國學士院に寄與せられまして、其條件の第一としては、學問研究の結果社會に貢獻する事多大なる者に與へて呉れといふ事でありました。此條件につきましては、隣席に居られます井上博士の如きも餘程御議論がありましたが、どうも一番多く貢獻をする、長く貢獻をする、さうして安全にして貢獻の大なるものとしては、今のやうな學者に食物を與へ、學者の思想に材料を與へると云ふ意味の事業をした學者に授賞するのが、社會に貢獻すると云ふ寄附者の意志にも適ふものだと云ふやうな議論が、方々から出まして、それが宜からうと云ふこととでありました。而して、それには近年に於ては瀧本君の如き人が一番能く當ると云ふことで、此度桂公爵賞金授與と云ふことの協議が、全會一致、一人の異議者無くして極つた次第でございます。これは洵に社會に貢獻すること



廣く、長く、何時までも存在する事業であつて、此選定は間違うて居るまいと深く信じます。斯くして私の幼い時の學校の友人、其後古本屋の店頭の人、瀧本誠一君は、何人が見ても間違ひない學問上の功績表彰の受賞者となられたことは、廣く學問の爲め、又狭く致しましては私の同郷者と致しましても、友人と致しましても、洵に喜ばしく感ずるのでございます。此喜びを表する爲の祝盃は、是は澁澤男爵が御經歷と云ひ、御年齢と云ひ、又經濟の實際の方面に居られるから、同男爵に願ひますことが至當と考へます。私は自分の感想の一端だけを茲に述べて置く次第でございます。

### 金子喜代太氏長男誠命名狀

人の身を立て世に處するの道、至誠の一あるのみ。孟子曰く、誠者天之道也、思誠者人之道也と。親に事ふるに誠ならざれば孝ならず。學を修むるに誠ならざれば業成らず。友に交はるに誠ならざれば信ならず。君に仕へて誠ならざれば忠ならず。國家社會に對して誠ならざれば良民たること能はず。誠ある者は百事成り、誠なき者は萬事敗る。故に孟子又曰く、至誠不動者未之有也、不誠未有能動者也と。余今汝に名くるに誠を以てする、豈徒爾ならんや。汝若し斯名を以て實の賓たらしめ、生涯を貫くに一誠を以てすれば、必ず能く身を立て、道を行ひ、天祐汝の身に及んで、永く幸福を享けんと云爾。

大正七年六月一日



## 穂積獎學財團評議員會に於ける挨拶

〔大正七年七月一日〕

本日は穂積獎學財團の評議員會を御開きに相成りまして、例年の如く御招を蒙り、諸君の厚き御友誼に對し、感謝の至に堪へません。顧みれば、本財團設立以來既に十餘年、其間毎年御招を蒙り、又小生の著述等について厚き御保護を蒙り、何とも御禮の申上様も無い次第であります。只年を経ると共に財團設立者諸君特に本財團を支配せらるゝ理事及び評議員諸君の御友情の厚きを感じざるの倍々深さを加ふるを覺ゆるのみであります。理事及び評議員諸君の御決議により、先づ小生の學問上の研究の結果を公にする費用に充てられ、御蔭を以て、隱居論、アンセスター、ウォーシップの如き收支償はざる書出版することを得まして、此上も無き仕合と存じます。是等の書の収入は法理

研究會に寄附し、積立てゝ居ります。

既に小生の記念の爲めに、財團法人を御設立相成るさへ無上の光榮とする所でありますのに、其の上に此の如き御補助を蒙るは、二重に厚惠を受くる譯でありまして、感謝に耐へぬ次第であります。

又私の兼ねて立案致して居ります法律進化論も、部分的には脱稿致して居りますが、少くとも法律起原論だけは纏めて出したと思ひ、仕事は續けて居ります。併し年と共に勉強力は衰へて、仕事は倍々捗取らず、又私はどうしても超然脱俗することの出来ぬ弱點を持ち、世務を脱れんともがきつゝ、世俗に捕へらるゝ事が多くありまして、中々思ふ様に其功程を進める事が出来ません。然るに人生は老少不定とさへ申するに、既に老域に入つて居りますから、實に残念で耻かしくは思ひますが、幾度か躊躇の後竟に一部分づゝでも公にし、幸にして天私に年を假しましたら、全部を豫定の順序に纏めることに決心致しました。此事は前から學友諸君より勧められた事もありましたが、



躊躇して居つた所であります。若し右の如き断片的公刊にても保護を受くることを許さるゝならば、此上無き幸であります。右の如き趣旨で、法律起原論中の私力公権化に關する部分を先以て發表致したいと存じ、最後の修訂中、土方教授の在職二十五年紀念論文中に、是亦後に法律起原論中の一部を成すべき『タブーと法律』の一篇を修訂致しましたる所、其中に從來我邦にて、本居宣長始め學者の通説と爲り居たる事柄の或は誤りならんかとの疑を起し、他日右の意見發表の旨を一寸右論文中に書いて置きましたが、それより引續き右の論文に取掛り、面白くなつてつひ道艸を食ひ、來る十月又は十一月頃の學士院に報告しようと思ひ、爾來立案中でありすから、それが濟み次第再び前の法律起原論に復する積りであります。折角の厚い御保護に對し、私の勉強の力薄く、仕事の遅々として進みませぬ事は、誠に面目無い事でありす、幾重にも御容赦を願ひたう存じます。昨年以來御保護を受けました貞永式目研究の件は、後に別に御報告旁説明致したう存じます。

### 刑事訴訟法改正案主査委員長報告案

〔大正七年十月七日の總會に於て〕

私は、今回主査委員會に於て議定せられたる刑事訴訟法改正案が總會に提出せられましたについて、本案議定に至りますまでの主査委員會の經過を御報告致します。

本案起草の經過及び起草委員會並に起草準備會に關しては、起草委員より報告を請ふことゝ致しました。

抑も刑事訴訟法改正の議の生じたのは、今を距ること二十三年以前の事でありす。其間に、改正の機關は三たび變更せられ、隨つて改正案も三たび改りました。其第一は司法省案、其第二は法典調査會案、其第三は今回の主査委員議定の案で、法律取調委員會案とも稱すべきものであります。明治二



十三年に現行刑事訴訟法を公布せられ、數年實施の後、司法當局は尙ほ其實施の經驗に徴して修正の必要を認め、明治二十八年の末に刑事訴訟法調査委員を司法省に置かれ、同三十一年に至つて草案が出来たので審議に付せられました。是が刑事訴訟法改正事業の第一期で、これを司法省案と申しませう。是より先法典調査會の設立あり、明治三十二年三月の規則改正に依つて刑事訴訟法改正の事業も同會に引繼がれ、同會第三部の事業となり、同三十四年に前後七十三回の會議を経て成案となりました。是が第二期即ち法典調査會案であります。

刑事訴訟法改正案は前述の如き沿革を経て法律取調委員會設置の時に及び、同會は明治四十一年十一月二十六日、同四十二年一月二十五日に總會を開き、審査の方針を議定し、四十一年十一月三十日を以て左の十四名に主査委員を命ぜられました。

豊島 直道 磯部 四郎 松室 致

常松 英吉 石渡 敏一 花井 卓藏  
 穂積 陳重 小山 温 平沼 騏一郎  
 横田 國臣 鳩山 和夫 河村 善益  
 菊池 武夫 長谷川 喬

其後ち菊池・鳩山・長谷川三委員の逝去、松室・常松兩委員の轉任・轉補等の事がありました。鶴澤・江木・鈴木・倉富・谷田の諸君が之に代られ、起草委員は平沼・豊島・花井の三君に命ぜられ、四十四年八月に平沼君一旦任を解かれて、小山君之に代り、大正元年十二月に至り、小山君任を解かれて、平沼君再び起草委員となり、以て今日に至りました。尙ほ刑事訴訟法改正委員會の幹事は横田五郎・大場茂馬・泉二新熊・谷野格・三浦榮五郎・山岡萬之助・池田寅二郎・飯島喬平・宮城長五郎・皆川治廣・霜山精一・長島毅の諸氏でありました。

是等の機關が定まりましたから、曩に總會に於て議定せられたる調査の方針に従ひ、先づ主査委員會に於て、大綱を定めたる後、各條の起草に従事する



こととし、先づ主査委員會の審議を進めました。此審議については、一方に於ては各主査委員より重要なる改正問題を別議案として提出し、一方に於ては便宜の爲め舊法典調査會の刑訴改正案に就き問題となるべき事項を定め、一之を審議決定し、且つ又重大なる問題にして豫め總會の決議を請ふを必要とせるものは、隨時總會に提出して其議決を求めました。斯の如くして明治四十一年十一月より大正二年三月に至るまでに總會を開くこと八回、同期間に第一次主査會を開くこと百二十一回にして、慎重審議立案の基礎たるべき事項を議了いたしました。

起草委員は、其任命以來直ちに起草の準備に着手し、主査會に於ける審議に併行して改正案の立案に従事しました。一方に於ては、基礎的問題を擇んで主査會に提出すると同時に、起草準備會を開きて立案の審議を爲し、起草委員會を開きて原案を審査しました。此起草委員會及び起草準備會には主査委員倉富鈴木小山谷田の諸君を始め、幹事谷野三浦泉二山岡飯島池田宮城及び

霜山精一の諸氏が參列して審議に與りました。

起草委員は明治四十一年五月より大正二年十一月に至るまでに起草準備會百三十三回、起草會百二十回を経て、第一回刑事訴訟法改正草案の稿を脱し、大正二年十一月十五日に之を當時の會長松田正久君に提出しました。

起草委員は前述の如く最も鄭重なる手續に依りて刑訴改正案の成案を得たるを以て、之を以て直ちに第二次主査委員會の議案とするに充分なる原案たりしは勿論でありましたが、又私も直ちに之を執つて主査委員會を開くべく豫期して居りましたが、起草委員諸君は尙ほ大事をとり、推敲を重ねて、之を完璧たらしめんことを期し、一旦脱稿したる草案に就き今一度繰返し審査修正したる上にて、主査會の議に附せらるゝを可とし、第一成案を會長に提出せられたる後、直ちに再審査に着手し、之が爲めに更に起草準備會を開くこと三十回、起草委員會を累ぬること實に百三回、大正五年五月二十三日を以て第二回の草案成り、同月三十一日時の會長奥田義人君に報告せられ、亞いで主査



委員會に提出して其審議を求められました。主審委員會に於ては、再び本案の審議に着手すると同時に、之を未定稿として世に公にし、廣く學者實務家の意見を徴して調査の資料と爲すべきものとして、其案を總會に提出し、其議決を経て司法大臣に上申し、其結果之を裁判所、検事局、辯護士會、其他諸方面に頒布して、其意見を徴せられました。爾來起草委員會に於ては、各方面より提出せられたる意見を慎重に審査し、主査委員會の審議の進むに従ひ、或は之を參酌して原案を修正し、或は之を採用せざるも之を報告し、充分に最初の草案を公にせられたる趣旨に副はんことを期せられました。就中最も議論多き豫審制度の問題の如きは、原案は總會の議決に依りて立案議定せられたるも、尙ほ諸方面より提出せられたる反對意見に鑑み、總會に於て反覆考究せらるゝの參考として對案を作つて同時に提出することとなりました。

本案については、大正五年六月以降總會を開くこと一回、主査委員會を開くこと四十四回、起草委員會を開くこと十六回、起草準備會を開くこと十七回に

及び當初より積算するときは、總會九回、主査委員會百六十一回、起草委員會二百三十九回、起草準備會八十四回を重ねて、大正七年九月二十三日に現會長に報告した次第であります。是が第三回案、即ち本案であります。

尙ほ茲に一言致し置くべきは、本案の主査委員會の議定案であります。素より各問題につき各員一致を期することは出来ませんので、或問題については主査委員中に總會に於て反對意見を主張すべきを留保して、特に之を豫告せられたるものも有ります。

本案は、明治四十一年十一月より算へて既に十一年の星霜を経、當初より之を算ふるときは實に二十三年を費したる事業であります。而して第一の司法省案は第二の法典調査會案の資料となり、法典調査會案は第三の法律取調委員會案の資料となり、前案後案相聯絡するものであります。此間に前後相通じて改正案の事業に従事せられたるは、松室、横田、石渡、倉富、古賀の諸君であります。私は法典調査會以來種々の法案に關係致しましたが、私の關係致し



ましたものゝ中にて、本案ほど長くかゝり、本案ほど議論がやかましく、本案ほど反覆丁寧に論議され推敲を累ねたものは他にありません。此間に於ける主査委員及び幹事諸氏の御盡力の大きなりしことは勿論であります。特に起草委員の本案の立案に付て非常なる御精勵と其苦心の多大なりしこと、並に前後三たび案を改むるに至るまで最も慎重の態度を執られたることについては、茲に本案の提出せらるゝに臨み、特に諸君に御報告するの義務を有するものと考へます。

## 明治憲政經濟史論序

我國家學會は明治皇政維新の産物である。謹んで惟みるに、先帝登極の始、群臣を率ゐる天地神明に誓ひて國是の大本を定め、之を衆庶に宣し給へり。これ謂はゆる五箇條の御誓文にして、我新日本立憲制の基礎たる大誥である。此五箇條の御誓文は、「廣く會議を興し、萬機公論に決す」と云ふに始り、「智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし」と云ふに終る。皇猷何ぞ雄大宏遠なる。萬機親裁の下に輿論公議を執り、智識を世界に求めて、以て國運の進展を圖るの二事は、實に明治新政の特徴にして、建國以來列聖の詔勅中未だ曾て其比を見ざる所である。爾來大政の方針は一に此宏謨に基き、一方に於ては議政の府を設け、議政の官職を置き、之と同時に學制を定め、學校を興し、泰西の學術技藝を教授し、學生を養成せられた。維新の始め、太政官に左院あり、次で公議所、集



議院、待詔局、上下議局等を置かれ、又各府、藩、縣より徵士を召し、貢士を出さしめ、賢能をして朝政に參與せしめられたるが如きは、皆御誓文第一條の實行である。又之と相竝んで、大學を興し、諸藩より貢進生を出さしめ、或は海外に留學生を派し、俊髦を擢んで、泰西の學術を修習せしめられたるが如きは、皆御誓文第五條の實行である。明治七年に、始て開成學校に法律學科其他の諸學科を置かれたるが如きは、御誓文第五條の實行に更に一步を進めたるものである。明治八年に立憲政體の詔勅を發し給ひ、元老院、大審院を置かれ、地方官會議を興されしは、更に御誓文第一條の實行に一步を進めたるものにして、素と三權分立の御趣旨に出でたるものなるも、又之に依りて、他日憲法に依りて開かるべき議院の儀禮を試み、其運用に習はんとせられたるものである。明治九年、勅を元老院に下して國憲の起案を命じ給ふに當りても、憲法は我建國の體に基き、廣く海外各國の成法を斟酌すべきことを以てせられた。明治十年、勅して參議伯爵伊藤博文を歐洲に遣し給ひたるも、伯をして親しく各國の憲

法及諸制度を觀察せしめ、又碩學の士に接して尋問研究する所あらしめんが爲めであつた。伊藤伯歸朝の後、憲法制度調査局を置き、伯を其長官として憲法を起草せしめられ、案成るや、之を樞密院の議に附し、聖上親臨して其審議を聞こし召され、明治二十二年の紀元節の佳節を以て、竟に不磨の大典たる帝國憲法を發布せられたのである。其間地方制度編纂委員を置かれ、山縣内務大臣をして其長官たらしめ、諸外國の法制を參酌して地方自治制を定めしめられた。これ亦萬機公論に決するの聖誓第一條、及び上下心を一にして盛に經綸を行ふの聖誓第二條の實行にして、憲法施行の準備として最も重要な事項であつた。

之を以て觀れば、御誓文第一條、第二條と第五條とは常に相竝び、互に相待つて皇政維新の基礎となり、廣く世界に求めたる智識を參酌して萬機公論に決する立憲の諸制度を定められたるものである。我國家學會は、素より學問研究を目的とする一私團體たるに過ぎずと雖も、其創立及び發達は帝國憲法の



發布實施と深き因縁を有し、又智識を世界に求め、上下心を一にして盛に經綸を行ふの皇謨實現に際し、少くとも一小部の役割に當りたるものなるを以て、今般本會創立滿三十年の祝賀會を開き、記念出版を爲すに當り、其概略を記述して、之を後世に貽して置きたいと思ふ。

維新の始め大學を起し、貢進生の規程を定め、大藩よりは各三人、中藩よりは各二人、小藩よりは各一人の俊才を選出せしめ、之を大學南校に入れて泰西の語學を教授し、他日専門の學術を修習せしむるの端緒を啓いた。明治七年に至り、大學南校の後身なる開成學校に於て法律を教授し、同十年開成學校を改めて東京大學となし、法理文三學部を置き、法律學は法學部に於て之を教授し、政治理財の學は文學部に於て之を教授することとなつた。明治十九年帝國大學令が發せらるゝに及び、政治、經濟に屬する諸學科は文學部より法科大學に移つて其一部を成すに至つた。これより先、文學部の教員、學士、學生等相集まりて文學會なるものを組織し、當時文學部の所屬たりし政治理財、哲學、史學、

文學等を講究する機關とせしが、政治、經濟の諸學科が法科大學に屬するに至り、文學會の會員中別にこれ等の諸學科の專攻を目的とする學會を起す必要を唱ふる者があつた。會々當時帝國憲法の草案が略ぼ成つたときであつて、其奉勅起草者たる伊藤伯は、時の大學總長渡邊洪基氏及び大學教授中余等數名に説いて云はるゝには、今や憲法の草案略ぼ成り、追て最高顧問府を設けて之に御諮詢の上、欽定發布せられ、其實施せらるゝも蓋し數年を出でぬことであらうと思はる。我帝國憲法の基礎は本邦固有の國體にあるは素より言を俟たぬ所であるが、其運用の條規に至つては、之を泰西の立憲代議制に參酌したるものも亦尠くない。加之、我國民は古來未だ立憲代議政體の實驗を有せぬから、此時に方り、大に國家學の研究を振興し、普く國民をして立憲の本義と其運用とを知らしむることが極めて必要である。此事に關し國民を指導するは、國家學專攻の士の任務である。今や我邦が此新政體を有するに至らんとするの時に當り、卿等學職に在る先覺の士は、率先して立憲の皇猷を翼賛し



奉らねばならぬと。當時恰も文學會員中政治、理財專攻の諸氏が同會を分立して新學會を組織するの議ありたる際なりしを以て、衆員伊藤伯激勵の語を聞知して、國家學專攻の學會を起すの必要を感ずること益痛切なるに至り、明治二十年二月六日、竟に國家學會創立の議を決し、同月九日會規を議定し、役員を選定し、國家學會の組織是に至り始めて成つたのである。

是を以て觀れば、我帝國憲法の制定は、國家學會創立の近接激因を成したるものにして、我國民が將に立憲制の新時代に入らんとするに當り、大に其學理的基礎を闡明して、立憲思想を涵養するの一機關たらんことを期して起つたものである。伊藤伯が、自著「憲法義解及び皇室典範義解」の稿本と其版權とを本會に寄贈せられたるも、上述の如き因縁あるが爲に、伯が此目的を援助せられんとする厚意に出でたるものである。

爾來本會は此目的を達する爲めに、或は講演會を開催し、或は雜誌を發刊する等の事に依りて、國家學の發展に努め、會員の數も亦増加し、會運も年と共に

隆昌に向うた。本年は恰も本會創立以後滿三十年に當るを以て、會員胥謀つて記念事業を行ふこととなりしが、此事業は單に記念式を舉げ、祝宴を開くが如き、一時の慶賀表彰の舉に止めず、永遠に本會の目的を記念すべき有意義の事業を貽したいと云ふことを評議員會に於て議決した。

然らば本會創立滿三十年の記念事業は如何なるものを以て最も適當とすべきか。前に述べたる如く、本會の目的は國家學に屬する諸學科の學理的攻究である。本會創立の直接の激因は、御誓文第五條の聖旨を奉體し、學問上より立憲の本義を闡明して維新の皇猷を翼賛し奉るの一機關たらんことを期したるにあつた。今や五箇條の御誓文の宣せられてより既に半世紀を経、其間帝國憲法も制定發布せられ、自治制も布かれ、帝國議會、地方議會も開かれて、萬機公論に決するの聖誓を實にする機關も備はり、又封建制度を廢し、武士の常職を解き、徴兵令を布き、國民をして皆護國の任に當らしめて、兵制を確立し、貨幣制度を統一して財政の基礎を鞏固にし、銀行を創立して新實業勃興の端



を啓きたる如きは、皆上下心を一にして盛に經綸を行ひ、文武一途庶民に至るまで各其志を遂げ人心をして倦まざらしめ、舊來の陋習を破り天地の公道に基くの聖謨に出でたるものにして、我新日本をして現時世界列強の首班に伍せしむるに至りたるは、實に此聖誓に基きたる先帝の偉業である。然るに、當時朝に在りて之を輔弼し奉り、野に在りて之を翼賛し奉りし元勳中、幸にして今仍ほ嬰鑠として健在し居らるゝ諸公が少くない。就中五箇條の御誓文の起草者の一人たる福岡子、軍政及び自治制の確立者たる山縣公、財政の確立者たる松方侯、政黨樹立の率先者たる大隈侯、板垣伯、新實業の開拓先導者たる澁澤男等、朝野の諸元勳が今仍ほ老いて倍盛んで居らるゝから、若し本會が是等の諸公に就きて其實歴談を聞き、之を後世に貽すことを得るならば、是れ即ち、我新日本の憲法史及政治經濟史の活資料を千載に傳ふるものにして、是れ亦我國家學會本來の任務及び創立の使命を果すの一大事業たるべきものと考へたのである。

只此記念事業を行ふに際し、本會創立の指導者にして且つ創立以來の保護者たりし伊藤公を其祝賀會の席上に見、且つ憲法奉勅起草の實歴に關する親話を本書の冒頭に掲ぐる能はざりしは、本會員一同の最も遺憾とする所である。然れども往者は追ふべからず。幸にして、公を助けて憲法及び附屬諸法令の立案に従事せられたる子爵井上毅、子爵伊東巳代治等の諸氏中、金子子爵は特に本會の爲めに、帝國憲法の由來なる論文を寄せられた。又五箇條の御誓文及政體書に就ても、其起草者の一人たる福岡子爵は本會の懇請を容れ、其起案の經過について詳密なる記事を寄せられた。皇朝維新の大業は、廢藩置縣に依りて封建の舊制を廢し、武士の常職を解き、兵權を統一して舉民護國の主義に基き、徵兵制度を定めらるゝに依りて確立し、立憲制の基礎は、憲法に次ぐに自治制の制定實施あるに依りて始めて鞏固なるを得たのである。而して此二大事業に參畫主宰したる輔弼の元勳は、實に山縣公其人である。公も亦本會の懇請を容れて、此二大事業に就き詳細に語る所があつた。本書に載



する所の「徴兵制度及自治制度確立の沿革」と題する二篇は即ち是である。

帝國憲法の制定は、素より維新の始、五箇條の御誓文に依りて確立せられたる國是に基くものなるも、其制定實施に至るまでの徑路に付ては、板垣伯の如きは、或は朝に在り或は野に在りて、最も深き關係ある一人にして、之が爲めに生命の危険に遭遇せられたる事さへあるは、人の知る所である。本邦に於ける憲政確立の由來を語る人、伯を措て他に其最適者を求むることは出來ぬのである。伯も亦本會の爲めに病を推して、本邦憲政の由來に關し、最も重要な論文を草して之を寄せられた。

立憲代議政體の行はるゝ國に於ては、必ず民間に政黨興り、其政見を實行するの機關とするものである。本邦に於ても、國會開設の議あると共に政黨勃興し、大隈侯の主宰せる立憲改進黨、板垣伯の主宰せる自由黨先づ興り、爾來幾多の沿革を経て以て今日に至り、輒近謂はゆる政黨内閣なるものゝ樹立を見るに至つた。此本邦に於ける政黨創始者の一人たる大隈侯も、亦本會記念事

業の趣旨を嘉して、政黨樹立の由來に就て詳密なる論文を寄せられた。

皇政維新の大業は獨り憲政の確立、文事、武備の充實のみを以て成れりとすべきものに非ざるは、言を俟たぬ所である。政府に在つては財政の統一整理、民間に在つては實業の興起發達等、物質的方面の發展の之に伴ふあつて始めて完きを得るものたるも、亦明かなる所である。我新日本に於ける財政方面の松方侯、實業方面の澁澤男が、官民兩方面に於ける經濟的元勳たるは、普ねく人の許す所である。此方面に於ける維新事業の實歴談を、此兩元老より直接に聽いて之を後昆に傳ふることを得るは、即ち本會の記念事業の目的を完了する所以である。

前舉各事項は、皇政維新の大業中最も顯著なるものにして、之を語る人は皆先帝の聖謨を翼賛し奉り、或は政府に在り、或は民間に在りて、維新の鴻業を大成したる元勳にして、活ける維新史とも云ふべき人々である。故に本書に載する所は、我立憲史料の最純最正なるものにして、其本源に遡つて清泉を汲み



たるものである。我國家學會が立憲思想の科學的宣傳に關し、智識を世界に求めて大に皇基を振起するの皇猷を翼賛するに少補ありしや否やは之を知ることを得ざれども、其創立滿三十年の記念事業として、我立憲制の元勳諸公の直筆直話より成る立憲の活歴史を世に公にし、之を後世に貽すことを得たる一事は、或は其使命の一部を果すに足るべきものであらうと信ずる。

我國家學會創立滿三十年の記念式を舉ぐるに際し、幸にして維新の鴻業を翼賛せられたる朝野の元勳諸公が、本會の請を容れて、各其實歴談を本會に與へられ、本會は之に依りて不朽の記念事業を爲し、以て本會の職責の一部を充たすことを得たるは、偏に諸公が斯學の振興に對する同情の賜にして、本書の發刊に際し、諸公に對して最も深厚なる敬謝の意を表す。

大正七年十月

國家學會評議員長 穂積陳重

大正八年



## 少年法案に關する報告

〔大正八年二月二十八日、法律取調委員會總會に於て主査委員長として報告〕

此度少年法案が主査委員會に於て議定せられまして、之を總會の議に附せらるゝに當り、本員より主査委員會に於ける同法案審査の經過の概要を御報告いたします。尙ほ同法案立案の主義綱領其他法案の内容については、起草委員より詳細に説明に相成る筈で御座います。

本案は明治四十四年九月十九日刑事訴訟法主査委員會に於て、監置及び懲治に關する事項を議するに當り、我邦現時の情勢と諸國の刑事政策に關する立法例とに鑑み、不良少年に關する法律を制定するの極めて必要なることを認め、其起草を刑事訴訟法起草委員に託することとなりました。越えて翌四



十五年一月二十三日、主査委員中より數名の特別委員を置いて、特に其法案の調査に従事せしめらるゝことゝなりました。特別委員は

長谷川 喬 平沼騏一郎 小山 温  
 花井 卓藏 豊島 直通 鶴澤 總明  
 穂積 陳重

の七名でありました。後ち長谷川喬君薨去せられ、谷田三郎君、鈴木喜三郎君特別委員に指名せられました。大正二年十二月二十五日、二十八日の特別委員會に於て、少年法案審査の主義及び綱領を議定し、爾後谷田三郎君は幹事の補助を得て、主として調査起稿の事に當られ、成案を具して之を特別委員に報告せられました。大正三年三月一日、特別委員會を開き、此提案に基き審議に取懸りましたる所、此法案の關する所甚だ重大なるのみならず、其範圍亦頗る廣きを以て、之を獨立法と爲すべく、刑事訴訟法の一部を以て目すべきもので無い、依つて之を刑事訴訟法の調査と分離し、別に主査委員會を設けて之を審

査するを至當とする旨を議決して、之を刑事訴訟法主査委員會に報告いたしました。同會に於ても、特別委員の議を容れましたから、主査委員長より之を會長に報告致しました。會長は主査委員會の議を容れ、不良少年に關する法律案の主査委員並に起草委員及び幹事を命ぜられました。主査委員は

一木 喜徳郎 倉富 勇三郎 平沼 騏一郎  
 水野 鍊太郎 小 山 温 横 田 秀 雄  
 鈴木 喜三郎 花 井 卓藏 豊 島 直 通  
 谷 田 三 郎 鶴 澤 總 明 穂 積 陳 重

の十二名でありまして、後ち水野鍊太郎君免ぜられ、渡邊勝三郎君之に代り、同君又免ぜられ、添田敬一郎君之に代り、又小山松吉君、泉二新熊君、新たに主査委員を命ぜられました。起草委員は

平沼 騏一郎 花 井 卓藏 谷 田 三 郎

の三名でありました。幹事は前後更迭がありました。



泉 二 新 熊 谷 野 格<sup>タカス</sup> 三 浦 榮 五 郎  
山 岡 萬 之 助 池 田 寅 二 郎 霜 山 精 一  
長 島 毅

の諸君でありました

大正三年三月十八日以降、主査委員は先きに特別委員に於て作成せられたる案によつて慎重に審議を重ね、同年十一月十三日に至るまで會議を開くと十一回で、大體の審査を終りました。

こゝに於て、起草委員は右の審査の結果に基き、尙ほ我邦の事情と各國の立法例とを参照して起稿に従事し、推敲を累ね、本年七月十日に至り第二次成案を得ました。此立案については、起草委員の外、幹事として泉二新熊君、山岡萬之助君は特に心血を濺いで本案の取調に従事し、起草委員を補助せられ、又委員鈴木喜三郎、豊島直通の兩君は、有益なる資料を供して起草の事を助けられたと云ふことで御座います。

起草委員は此第二次成案を主査會に提出せられ、主査會は更に此案によつて審査を始めましたが、此案は主として曩に議定したる主義、綱領及び第一次成案に基いたものでありますから、前後六回の會議で審査を終りました。起草委員は其間主査會決議に依り終始案の修正整理に努められ、本月二十日主査會を終ると共に本案を得るに至つた次第であります。

尙ほ本案の外、少年法立法として規定すべき重要な事項もありまして、起草委員又は主査委員中より提議せられたるものもありましたが、本案は我邦に於ける始めての試みなるに鑑み、我國情に於て最初に實施するは本案を以て至當と認めたる次第であります。此法制は、我邦に於ては全く創造に係り、社會の事情が泰西諸國とは大に異なる所がありますから、立法上種々の困難なる事情があり、起草委員及び幹事諸君の苦心實に名状すべからざるものがあり、主査委員も亦極めて誠實熱心に其審議に従事せられましたる事を本會に報告するは、本員の義務と存じます。



抑刑事政策は不良少年法に始まり、免囚保護法に終るとも云ふべきものでありまして、近年歐米諸國は概ね之を制定せざるもの無く、皆此法制の效果の顯著なるを認め、孜孜として其立法及び設備の完らんことを努めつゝあります。我邦は方今列強中の第一班に屬すると云ひまするけれども、未だ此刑事政策の根本にして、第二班以下の國さへ之を有する法制をさへ有せざるは、立法上恥かしき次第であると考へます。一日も早く其實施を見ることは、諸君と共に熱望する所であります。何卒總會に於て慎重審議を盡され、速に本法の議會に提出せらるゝに至らんことを希望いたします。

## 帝國學士院授賞式に於ける演説

〔大正八年五月二十五日〕

來賓閣下並に諸君。本日本院に於て恩賜賞及び帝國學士院賞の授與式を舉行するに際し、總理大臣閣下、宮内大臣閣下、文部大臣閣下を始めとし、貴賓各位の御臨場を辱くしたるは、本院の最も光榮とするところでありまして、茲に會員一同に代りて深厚なる謝意を表します。

帝國學士院の性質及び職能については、昨年の授與式に於ても述べました通り、學術の發達を計り教化を裨補するにありまして、泰西諸國に於ける學士院も、概ね皆同一の目的を以て設立せられて居るものであります。この目的を達する爲めに學士院は左の三つの資格を併せ有するものであります。

一、内に在りては學問の中樞機關たる事。



二、外に對しては世界各國間に於ける學問の聯絡機關たる事。  
三、學者優遇の府たる事。

この三資格については、昨年既に委しく之を説明致しましたから、本日は唯これに關する概要の御報告を致すに止めて置きます。

第一に學問の中樞機關としては、學術研究の獎勵及び學術研究費の補助及び補助の審査推薦、新研究及び新發見の發表、出版及び學術上最も有益なる研究の結果に對する授賞等を以て其最も重なる働きとして居ります。其中學術研究の補助につきましては、近時本邦に於ける學問の進歩と共に、各部門に於ける研究も漸く年を逐うて盛んになり、別して今回の世界の大戦の始まりまして後には、單り學問界に於てのみならず、社會一般に學問の偉大なる力を認めて來たやうであります。従つて本院に對する研究費補助の請求は、年と共に其件數及び金額に著しき増加を見るに至つたのは、本邦に於ける文化上進の一大現象でありまして、誠に喜ばしき次第であります。只是等の要求に

對しては、經費の都合上、常に其一小部分に應ずる事を得るに過ぎないのは、誠に遺憾とするところであります。

學術研究補助の推薦は、本院に於ては、東照宮三百年祭記念會の依託に依り、研究補助請求を審査してこれを推薦することになつて居りますが、これ又同會に於て多額の金額を支出せらるゝに拘らず、其請求の件數及び金額は、年々補助の件數及び金額に數倍するが如き有様であります。要するに近時學問研究の機運は益々旺盛なる狀況を示して居りますから、之に關する本院の職能は益々重きを加ふる事と考へます。

次に新研究の結果を學士院に於て發表する事は、各國の學界に於ては最も重大なる事として居りますが、我國に於ても近時漸く其數を増し、極めて有益なる研究も發表されます。併しながら、この點に於ては未だ泰西諸國の如く盛んならざるを遺憾とするところであります。今後學術の各方面に於て重要なる研究及び發見は、先づ本院に於て發表せらるゝを慣例とするに至らん



ことを希望いたします。

次に授賞については、本院に於て、學術上最も有益なりと認むる研究の結果に對して、最も慎重にして嚴密なる審査を行つた上、毎年賞を授與する事になつて居ります。この授賞の制も、泰西諸國に於て最も盛んに行はれて居るところであります。我が國に於ては、明治四十三年に本院に於ける學術獎勵事業の趣旨が、忝けなくも、天聽に達し、賞典資御下賜の旨の難有き御沙汰を拜しまして、それより毎年授賞式を行ふことになつたのであります。次いで男爵三井八郎右衛門君及び男爵岩崎久彌君より寄附せられたる學術研究獎勵費も之を賞典資に充つることになりました。又故桂公爵記念事業會より寄附せられました學術獎勵金は、其寄附の條件に従ひ、或はこれを學術研究により社會に多大の貢獻を爲したりと認められたものに賞として之を與へ、又は學術研究の補助金として之を使用することを得ることになつて居りますから、昨年は之を桂公爵記念賞として之を授與いたしました。本年は癌研究の補

助金として、之を其研究者山極勝三郎君、市川厚一君に給與することになりました。故桂公爵は其生前に於て癌の研究は特に獎勵せられ、癌研究會の總裁となつて居られた緣故も有り、旁この使用方は最も故人の意を得たるものであらうと考へられます。

次に學士院の第二の職能たる世界各國に於ける學問の聯絡機關たる資格については、昨年來大いなる變化を見るに至つたことでもあります。一千八百九十九年に萬國學士院聯合會の創立があり、我帝國學士院も一千九百六年に之に加入して以來、毎回本院より代表者を出だし、歐米諸國の學士院と協同して學術の世界的事業に従事し、且つ互に聯絡を保つて、學術の進歩を圖り來つて居りましたが、今回の大戰勃發以來、英國の皇立學士院、ロイヤル、ソサエチーの主唱によつて、聯合諸國學士院代表者の會議を催すことになりました。本院よりも會員櫻井、田中館の兩博士が本院を代表して同會議に參列せられました。此、ロンドン、皇立學士院主催の下に開かれたる聯合學士院代表者會議は、



昨年十月倫敦に於て其第一回聯合會を開き、十一月「パリ」に於て第二回聯合會を開き、尙ほ七月十六日以降「ブルッセル」に於て第三回會議を開かれる筈であります。本院よりは田中館三浦兩博士が參列せらるゝことになつて居ります。

前に述べました「ロンドン」會議及び「パリ」會議の決議により、聯合諸國は從來の萬國學士院聯合會より脱退し、「ドイツ」「オーストリア」等の中歐諸國を除きたる萬國學術研究會議を組織せんことを決議するに至つたのであります。其決議の前提として聯合會は一の決議を爲し、從來は學問に國境無く、假令ひ戰爭の爲め一時交戰國の學者間の交際を絶つことあるも、平和克復に至れば、學術研究の爲め再び相提携し相協力するを常としたるも、此度の戰爭に於ては、敵は戰時國際法を無視し、正義及び人道を度外視し、非文明的のあらん限りを敢へてしたから、彼等が其非を悟り再び文明國の班に列することを得るに至るまでは、彼等と學術上の交際を斷つべきものであるとの趣旨を述べた宣

言を致しました。又本會議の決議によつて、謂はゞ學問上の國際聯盟の如きものを起して、萬國學術研究會議(International Research Council)を創立し、又各同盟諸國に於ては、國立學術研究會議(National Research Council)を置き、各大使館公使館に學務官を置く等のことによつて、聯盟國協同して學術の進歩を計るべきことを議決しました。この會議は實に世界に於ける學問の進歩に偉大なる關係を有するものでありますし、又本院が世界の學問聯絡機關としての位置にも重大なる關係を有するものでありますから、此事に關しては、本院を代表して同會議に列せられました櫻井委員より、特に此式場に於て其概要を報告せらるゝことゝ致しました。

學士院第三の資格たる學者優遇の府としては、從來皇室及び國家より本院會員に對し厚き待遇を賜りますのは、會員一同の感激に堪へざる所でありませぬ。此度も圖らずも明日會員一同を離宮に召されて午餐を賜はるの恩命を拜し、會員一同、學問御獎勵の聖旨に對し奉り、感激の至りに堪へず、益々責



任の重きを感じずる次第であります。

本院の性質及び事業に關する報告は、概ね前に述べました通りであります。我が國に於ては學士院の設立日猶淺く、世人未だ充分に其性質を知らざるが爲めに、之を歐米諸國の盛大に比すれば、未だ極めて微々たるものであります。併しながら、上に述べましたる皇室の厚き御保護がありまする外、近年に至り、殊に大戰勃發以來、一般の社會が漸く學問の威力を認むるに至り、各方面より本院の事業を贊助するの舉が追々殖えて參りますのは、學問進歩の爲め誠に喜ばしき次第であります。前に申しました皇室御下賜金の外、男爵三井八郎右衛門君、男爵岩崎久彌君、工學博士藥學博士高峰讓吉君、男爵住友吉左衛門君、男爵古河虎之助君、男爵藤田平太郎君、三井合名會社、山下龜三郎君、故桂公爵記念事業會及び末松子爵夫人より、それぞれ學術獎勵金の寄附がありまして、之を種々の方面に於て學術の獎勵費に充て、居ります。

扱て本日恩賜賞を授與せられまする理學博士石原純君の相對性原理、萬有

引力論及び量子論の研究、及び學士院賞を授與せられまする高田忠周君の漢字の研究、古籀篇、醫學博士山極勝三郎君、獸醫學博士市川厚一君の癌種の人工的發生研究及び工學士石川喜登治君の滿庵青銅其他の銅合金鑄鐵の鑄造に關する研究に對する授賞の理由は、これより會員が説明せられますから之に譲りますが、茲に一言御斷を致して置かねばならぬ事があります。賞は授賞規則に依り、本院の會員には之を授賞せぬこととなつて居りますが、山極博士に對する授賞の決議は、同君の選舉及び任命以前にありましたから、其後會員となられたるに拘らず、其議決を實行することになつた次第であります。

是等の研究又は著作に對する擬賞の審査は最も嚴密であり、且之に關する部會並に總會の審議も、最も鄭重なる手續に依るものでありまして、學問上有益なりと認められる研究の數多き中に就き、成績特に卓絶にして、學問の進歩に關し世界的貢獻を爲し、其他特に學問の進歩上最も有益なるもののみが其選に當る次第であります。従つてこれを享けらるゝ諸君の名譽の大なるは



申すまでもなく、斯の如き適當なる授賞の目的を得たるは、我學界の慶事と言はなければなりません。茲に諸君の名譽に對し會員一同と共に深厚なる祝意を表します。

### 嫡孫穂積重義命名狀

人の最も重んずべきは義なり。義は宜なり。正道に仗りて事物を裁制し、各其宜に適ふを義と云ふ。義に仗れば忠臣たり、孝子たり、良民たり、君子たり。余今穂積家の嫡孫たる汝に命ずるに重義の名を以てする豈徒爾ならんや。汝終生義に仗り、身を立て、道を行ひ、父祖の志を繼ぎて、家名を發揚せよ。古語に曰く、名は實の實なりと。庶幾くは汝の名をして汝の實たらしめよ。

大正八年七月九日

正三位勳一等法學博士男爵 穂積 陳 重 撰



## 中原町長頌功碑文

軍國の都市は城池を中心とし、文明の都市は港灣を中心とす。我宇和島の地たる舊と伊達氏封疆の首府にして、士邸商肆鶴島城を繞りて櫛比し、前には豊豫海峡の險灘を擁し、背には鬼城の峻嶺を負ふ、詢に軍國天險の城市なり。而も沿岸水浅く、港口壅塞して舟楫の利乏く、船舶の錨地は遠く市街を距る樺崎の一角に在り。我町をして文明の都市たらしめむとする、抑亦難い哉。陸軍少將中原涉君の推されて我町長と爲るや、深く茲に見る所あり。内港修築の必要を唱へ、屢當局に迫りて其急施を促し、竟に知事を動して縣議を決せしめ、町は之に地所及工費を提供し、其代價として沿岸の水面を埋め、之を町有財産と爲すことを許さるゝに至る。爾來町會は石崎庄吉、居村繁治郎、堀部乙藏、神森眞市、高島秋松、吉田百三、長瀧嘉三郎、山村豊次郎、山本助治郎、蛭子屋惣六郎

の諸氏を擧げて其委員とし、助役桑山吉輝氏と共に町長を佐けて事に當らしめ、町民亦町長の勧誘に應じ、喜んで地所工費を提供す。是を以て、工事遂行の準備速に成り、尋で縣は工を起し、暮年にして竣成す。實に明治四十三年なり。是に於て我宇和島町の中心は、鶴島山頂翠松の間に屹立する天主閣より轉じて、帆檣林立萬貨輻輳の内港に移り、地方の民人永く其惠福に頼ることを得るに至れり。抑此事業たるや、前記諸氏亦與りて大に力ありと雖も、町長熱誠の功其最も多きに居る。聞く、安藤知事曾て人に語て曰く、中原町長は武勳赫赫の人にして、高齢軍職を退くも敢て其身を私せず、老軀を自治制に捧げて奉公の誠を竭す。余が企劃せる縣下七十二工事中、劇甚なる競争を排して、先づ宇和島内港の改修に著手したるは、實に中原氏の至誠人を動したるが爲のみと。嗚呼此軍國の市街を變じて文明の市街たらしめたるは、中原老將軍其人なり。將軍曾て日清日露の兩戰役に従うて偉勳あり。後ち町長の職に在ること十年、施設の見るべきもの甚多し。就中其最も顯著なるものを内港の修築とす。



斯武功の人にして斯文勳あり。郷人深く之を徳とし、有志胥謀り、碑を建て、功を勒し、永く後昆をして其餘澤を忘るゝこと勿らしむ。

大正八年十月 正三位勳一等法學博士男爵 穂積陳重撰

大正九年



## 帝國學士院授賞式に於ける演説

〔天正九年五月三十日〕

貴賓各位閣下。本日本院に於て恩賜賞、帝國學士院賞並に桂公爵記念賞の授與式を舉行するに際し、文部大臣閣下を始めとし、貴賓各位の御臨場を辱くしたるは、本院の最も光榮とする所でありまして、茲に會員一同に代りて深厚なる謝意を表します。

帝國學士院の性質及び職能は前年の授賞式に於ても申述べました通り、次の三つの資格を併せ有するものであります。即ち

- 一、内に在りては學問の中樞機關たること。
- 二、外に對しては世界各國間に於ける學問の國際的機關たること。
- 三、學者優遇の府たること。



此三つの資格を有することは各國に於ける學士院共通の性質でありまして、輒近に至り、政事、軍事、農、工、商を始めとし、社會各般の改良進歩は、悉く其基礎を學問に置くの必要倍々明らかなるに至り、殊に世界大戰以來學問の力の偉大なる事が社會一般の認むる所となり、且國際主義 (Internationalism) は俄に發達し、政治上に於ける國際聯盟を始めとし、宗教に、經濟に、商工業に、其他百般の事業は國際的協力に待つもの最も多きに至りましたから、況して素より國境無き學問の進歩に關し、文明諸國の協力に待つもの最も多きに至りました。此の加き有様でありますから、近頃諸國に於ける學士院の任務は倍々重要にして、隨つて其事業も倍々繁多なるに至りました。今本年の授賞式を舉ぐるに當り、前に述べました學士院の三資格に關し、我帝國學士院に於ける昨年度以來に於ける事業の概要を御報告いたしたいと存じます。

第一に學問の中樞機關としての職能は、最近に至り俄に重きを加ふる様になつて來ました。其最近の原因は、前に申しました通り、今回の世界大戰によ

つて特に學問の威力の偉大なることが認められ、隨つて其中樞機關の必要を増したる事と、又我邦に於ては學制改革に依り最高學府たる官公私立大學の數が俄に増加し、又將來増加するでありませうから、其間に中心となる機關が倍必要に爲つた事であります。學士院は自身教育機關ではなく、又研究機關でもありませんが、各大學其他の高等學術團體、及び學者の中央に居て學術の發達を圖るを以て其職分とするものであります。此任務を盡すについて、學士院がこれまで採り來りたる方法は、學術研究の獎勵及び補助、學術研究補助の審査推薦、新研究及び新發見の發表、有益なる著書、論文、報告等の出版、並に學術上最も有益なる研究の結果に對する表彰等を以て其最も重なる働として居ります。右に挙げました各事項中、學術研究獎勵の中樞機關としては、本院の議決により特別なる研究の必要を認めましたときは、會員又は會員外の者をして之を擔當せしめ、其費用を支出し、或は器械を貸付くる等の事が有りませす。又會員若くは會員外の學者より研究費補助の請求あるときは、審査の上



之を補助することゝなつて居りますが、此事に關しては、第一に此式場に於て御報告を致さねば相成らぬ事は、本年の初めに、帝室より學術、研究、資、御、下、賜、の御沙汰を拜しました事であります。前申しました通り、近頃我國に於ける學問の進歩と共に、各部門に於ける研究も漸く盛んになり、随つて本院に對する研究費補助の請求は年と共に其件數及び金額に著しき増加を見るに至りまして、一方には此本邦に於ける文化上進の一大現象に對して喜ぶと同時に、常に其要求の大部分を容るゝことの出來ぬのを遺憾として居りました際、此恩賜を拜し、本院に於ては特に本院の事業として帝室制度の歴史的研究に其一部分を充て、會員法學博士岡野敬次郎君を主任擔當委員とし、同文學博士三上參次君及び法學博士美濃部達吉君を擔當委員とし、尙院外の學者數名にも其事業を囑託しました。又恩賜研究資の他の部分も、諸種の研究中最も必要なものに充つることゝ致しました。其他國庫支出金及び寄附金による學術研究獎勵金獎學費等の使途、並に東照宮三百年祭記念の囑託による學術研究

費補助の審査、推薦等にして前年度以來に係るものは、御手元に配附致しました印刷物に載せて置きましたから、之によつて御覽を願ひたう存じます。

次に新研究の結果又は新發見を學士院に於て發表する事は、各國の學界に於ては最も重大なる事として居りますが、我國に於ても近時漸く其數を増して參ります。併しながらこの點に於ては未だ泰西諸國の如く盛んならざるを遺憾とするところであります。此學士院に於ける發表は、新説の「ブライオリチー」即ち首唱者の順位を定むる標準となるものでありますから、今後最も重要な新研究の結果は、何人なりとも會員の紹介により、先づ本院に於て發表せらるゝを慣例とするに至らんことを希望する次第でございます。

次に授賞については、本院に於て、學術上最も有益なりと認むる研究の結果に對して、最も慎重にして且嚴密なる審査を行つた上、毎年賞典を授與する事になつて居ります。

此授賞の制も、泰西諸國に於て最も盛んに行はれて居るところであります。



が、我國に於いては明治四十三年に本院に於ける學術獎勵事業の趣旨が、忝けなくも天聽に達し、十箇年間賞典資御下賜の畏き御沙汰を拜しまして、夫れより授賞の制を定め、毎年授賞式を行ふ事に相成つて居りましたが、本年に至り、又其成績顯著に付更に引續き十箇年間賞典資御下賜の有難き恩命を拜しました。其他三井岩崎兩家寄附の賞典資及び桂公爵記念會よりの寄附金の使途も御手元に配付致しました印刷物の通りであります。

次に學士院の第二の職能たる學問の國際的機關たる資格につきましては、輒近國際協力主義の發達と共に著しき變化を見るに至りました。一千八百九十九年に萬國學士院聯合會の設立があり、我帝國學士院も一千九百六年に之に加入して以來、毎回本院より代表者を出し來りましたが、世界大戰の結果、一昨年に至り萬國學士院聯合會の組織は事實上改まり、言はゞ學問上の國際聯盟の如きものを起して、理學的、諸學科、即ち我學士院の第二部に屬する諸學科については、萬國學術研究會議 (International Research Council) なる國際的中央

機關が創立せられ、本邦も之に加入しましたから、創立以來會員理學博士櫻井錠二君、同田中館愛橘君は我學士院の代表者として之に參列せられ、又此中央機關に對する聯絡機關としては、國立學術研究會議 (National Research Council) を各國に置くことになりましたから、我學士院に於ても曩に委員を設けて、我國に於ける學術研究會議の組織及び職能に關し詳細なる調査を爲し、其案を當局に具申しました。其後議會解散の爲め未だ我邦に於て此新機關の成立を観るに至りませんが、其實現を観ることも蓋し遠きで無いと信じます。又萬國學術研究會議と相並んで、哲學、文學、法律、經濟、其他人事又は社會に關する諸學科、即ち我學士院第一部に屬する諸學科については、聯合學士院 (The Union Academic) なる中央機關創立せられ、本院も之に加入し、創立會には會員文學博士高楠順次郎君、法學博士小野塚喜平次君、本院を代表して參列せられ、又本日開かれた筈の第二回會議には會員文學博士服部宇之吉君、同法學博士織田萬君參列せられました。其他此二つの世界的學術機關を中心として各種の學科



につき、國際的學會が數多く設けらるゝに至りましたから、本院の國際的聯絡機關たる事務は倍々繁劇なるに至り、其責任も倍々重くなつて來ること、思ひます。

學士院の第三の資格たる學者優遇の府としては、從來皇室及び國家より本院會員に對し厚き待遇を賜りまするのは、會員一同感激に堪へざる所であり、ます。此度も圖らずも、明日會員一同を離宮に召され、午餐を賜はるの恩命を拜しました。本年新たに帝室より賞典資並に學術研究費の御下賜あり、尙ほ此御沙汰を拜し、會員一同學問御獎勵の聖旨に對し奉り、感激の至に堪へず、倍々責任の重きを感じ、有難き大御心に副ひ奉らんことを期する次第であります。

扱本日恩賜賞を授與せられまする文學博士三浦周行君の「法制史の研究」、工學博士辻本滿丸君の「油脂の研究」及學士院賞を授與せられまする大村西崖君の「密教發達史」、理學博士藤原咲平君の「音ノ異常傳播ノ研究」並に桂公爵記念賞

を授與せられまする理學博士早田文藏君の「臺灣植物ノ研究」に對する授賞の理由は、是より會員が説明せられますから之に譲りますが、是等の研究又は著作に對する擬賞の審査は嚴密を極めたものでありまして、前年に推薦の提議がありましてより、各部會及總會の審議も最も鄭重を極め、部會及び總會の審査委員會の決議を合せて前後六回の決議を経て後ち始めて確定するものでありまして、學問上有益なりと認められる研究の數多き中に就き、成績特に卓絶にして、學問の進歩に關し世界的貢獻を爲し、其他特に學問の進歩上最も有益なるものゝみが其選に當る次第であります。従つてこれを享けらるゝ諸君の名譽の至大なるは申すまでもなく、斯の如き適當なる授賞の目的物を得たるは、我が學界の慶事と言はなければなりません。茲に諸君の名譽に對し會員一同と共に深厚なる祝意を表します。



## 社司毛山正辰氏に對する祝辭

毛山社司貴下。本年頭政事始めの日を以て、神職待遇に關する勅令を發せられ、社司又は上席社掌にして二十年以上其職に在り功績顯著なる者は、道府縣各二人を限り特に奏任官の待遇と爲すことを得る旨を定められました。蓋しこれは後宇多天皇の御製にも

天つ神國つ社をいはひてぞ

わが葦原の國は治まる

とある如く、祭事は實に治國之大本であつて、政事始御式も、先づ伊勢神宮之事を奏すとありますから、祭事の重任を負ふ神職優遇の法令を、年頭政事始めの式日を以て、勅令第一號第二號に定められたるは、敬神の畏き大御心に出でたるものと拜察いたします。

此勅令に依り、我等の氏神として崇敬し奉る宇和津彦神社の社司たる貴下が、最初に奏任待遇の榮典を受られたる一人であつた事は、御當人の名譽は申すまでも無い事でありますが、延いて我地方の誇、我等氏子の誇ともなるべきものであります。貴下の人格の高くして而も學徳共に備はり、神典祭儀に精通して模範的神職たるは、普く人の知る處でありまして、曩に郡及び縣より表彰を受けられ、今又新令により國家の優遇を受けらるゝに至つたのは、素より當然の事であると思ひます。貴下の徳望の高きは、平素郷人の尊敬を受け、或は毛山聖人と呼ぶ者あるに依りても之を知ることを得べく、貴下の式典に精通せらるゝは、鶴島神社の創立に際し、社殿の構造、祭具の整備等の事、總べて之を擔任せられて、毫も遺漏なかりしによりても、其一斑を知ることを得べく、貴下の學殖の深きは、其祭文の典雅流麗にして而も適切に情理を盡くせるによりても、之を知ることを得べく、貴下の祭儀に練達せらるゝは、其坐作進退の容儀、高尚優美にして、而も肅然として參列者に敬虔の念を起さしむるによりて



も、之を知ることを得べきものと思ひます。此の度此の榮典を受けたる神職の數を見るに、一縣二人までを出すことを得る制規たるに拘らず、一人をも出さざりしもの四縣あり、一人に止まりしもの九縣の多きに上るを觀ても、其詮衡の頗る嚴密であつたことが推察せられ、隨つて其選に當たられたる人の名譽の一層大なることを知るに足るものと思ひます。神社局長の談話によれば、縣社以下の神職にして德望學識高き者は、官國幣社の神官神職に拔擢陞進せしむるの途無きに非ざるも、或は累代同一の神に奉仕し、或は一地方に人望ある者を、他に轉任せしむる如きは、大局より觀て決して策の得たるものと云ふべきもので無きゆゑ、これを動かす代りに、これを優遇して、其功績を表彰せんとするも、亦此の新法の目的の一なりとのことであります。貴下の如きは恰も其人でありまして、素より官國幣社の宮司に陞進さるべき資格は充分に具へて居られますが、祖先以來累代宇和津彦神社に奉仕せられた家柄でありますから、御自分も、假令榮轉なりとも他地方の神社に奉仕せらるゝことを好

まれまじく、又我々地方人民も、此の名神官を失ふことは至大の遺憾とする所でありますから、此の新法により、現在の位置にて陞進せられ、國家の優遇を受けらるゝに至つたのは、此の上も無く喜ばしい次第で御座います。畏き神靈も、定めて累代奉仕の毛山家に此榮譽あるを御悦びに相成ることゝ拜察致します。氏子の一人たる不肖陳重も、六十年前には此の産土神に宮參りし、幼年時代には、御祭禮の折り、社殿の御神樂、神輿の渡御、練物の行列等を拜觀するを無上の樂みとしたる往時をしのび、其産土神の社司が國家の表彰を受けられたるは、老後の一大快事として欣喜の至りに堪へず、遙に東都より蕪辭を寄せ、祝賀の微意を表します。

大正九年六月十二日



## 高野長英遺墨記

富澤充君の王父大珉先生は宇和島の藩醫にして蘭學に精通し、高野長英と親交あり。長英の獄を脱するや、伊達宗城公之を庇護し、老臣吉見長左衛門の鎗持となして江戸を逃れ、藩地に潜伏せしめ、又先生に其接伴役を命じ、共に藩地に就いて蘭書の翻譯に従事せしむ。長英宇和島に留る事三年、常に先生と往來す。故に余は富澤家に必ず長英の遺墨の存すべき事を思ひ、曾て充君に之を搜索せん事を勸む。充君の往年郷里に歸るや、家に就いて故紙を検索するも、書翰其他長英の名を署したるもの一も存すること無し。蓋し或は往復の文書等は當時幕吏の嚴偵を憚りて之を破棄焼却せしものならんか。只筐底に詩箋十一葉あり。數人の筆蹟なるが如く、恰も小筵杯酒の間に紙を展べて各其舊作を録したるものゝ如し。充君試に携へ歸りて之を余に示す。余

或は此故紙中に當時先生と長英と脰を取つて歡晤せし記念の存するものあらんことを思ひ、本年五月二十九日長英の親戚なる男爵後藤新平君を訪ひて、此中に長英の遺墨無きや否やを問ひたるに、君は直ちに其中の二葉を抜きて曰く、是れ長英の眞蹟なり。長英最も夢の字を好む。余其何の故たるを知らず。夢物語の著あり、又曉夢山人、驚夢山人の號あり。今茲に記す所の詩二首、共に夢の語あり。夢半驚と云ひ、又郷夢と云ふ。其號の由て來る所或は之に類する語に在りしならんかと。茲に於て余之を熟讀するに、其一は潜行中窻を閉ぢたる輿中に、叱牛の聲を聽きて農事繁忙の季の到れるを知るの狀況を寫し、他の一は謫居杜鵑を聽きて東都の妻兒を懷ふ情を叙す、共に當時の境遇をしのばしむるもの有り。傳馬町の獄に火ありしは弘化二年三月なり、或云天保十二年四月三日なりと。故に長英の宇和島に逃れたるの頃は、農耕正に忙しく、梅雨霏々として杜鵑鬱林に啼くの時たり。獨り後藤男の鑑定之を證するあるのみならず、其詩句亦其筆者を明かにするものあり。余圖らずも、



本邦文明史中の偉人と富澤家との關係を示すべき記念物を得て欣喜措く能はず、乃ち之を裝潢して充君に還し、併せて其由來を附記すと云爾。

大正九年九月十七日

### 右の函書

是れ高野長英の遺墨なり。

富澤大珉先生と長英と親交あり、長英の宇和島に潜伏するや、常に先生と相往來す。頃日余富澤家に遺存せる故紙中に或は長英の遺墨の存するものあらんことを思ひ、試に之を長英の親戚後藤新平男に示して鑑定を乞ひたるに、同男は其中二葉の長英の眞蹟なることを斷定せられたり。依て之を裝潢し、別に遺墨記を作り、之を添へて富澤家に還付す。

大正九年九月

### 學術研究會議第一回總會に於ける演說

〔大正九年十二月十日〕

諸君。學術研究會議官制附則の命ずる所に従ひ、本日茲に同會議第一回總會を開き、諸君と相見ることを得るに至りましたるは、私の最も光榮とする所であります。同會議會員は既に先般任命に相成りましたが、官制第六條に依り會長及び副會長は總會に於て會員中より互選することゝ相成つて居りますから、第一回總會の始に於て會長及び副會長の選舉を了り、文部大臣の認可ありて始めて同會議は完全に成立するものであります。これが帝國學士院長が本會を招集いたしましたる所以でありまして、右選舉を了り、文部大臣の認可あり次第、直ちに議長の事務を會長に引継ぎ、本會議成立に關する帝國學士院の任務を終了することに致します。尙ほ本會成立に至るまで帝國學士



院に於て執りました事務の経過に關する報告は、會長主宰の下に開かれる總會に於て、帝國學士院幹事にして本會議會員たる櫻井博士より報告せらるゝことゝ相成つて居りますから、左様御承知を願ひます。是より官制第六條第二項に依り先づ會長の選舉を行ひ、引續き副會長の選舉を行ひます。

學術研究會議は科學及其應用に關し、内外に於ける研究の聯絡及び統一を圖り、其研究を促進獎勵するを目的とするものでありますから、本邦に於ける科學の進歩隆興は、一に諸君の御盡力に待つは勿論の事でありまして、延いては世界の學問の進歩に貢獻すべきものと考へます。特に本邦に於ける將來の科學の運命は、繫つて會員各位の双肩の上に在る事と信じますから、茲に帝國學士院の事務を結了し、議長に御引繼を爲すに當り、帝國學士院長として本會議の成立を祝し、併せて諸君の御盡力により本會議の效果の顯著ならんことを祈ります。

## 平洲全集序

本邦近世の儒林喬木甚多し。經學に邃き者あり、歴史に精しき者あり、詩文に秀づる者あり、或は德行を以て著はれ、或は功業を以て聞え、蔚乎蒼々學界に聳立して日東文明の偉觀を成す。然れども其學識の深き者其德行必ずしも高からず、其德行の高き者其功業必ずしも盛ならず。備はるを一人に求むる亦難い哉。

細井平洲先生の學、其深邃博通、或は徂徠白石に及ばざるもの無きに非ずと雖も、其德行の高さに至りては、此二大儒と雖も素より先生に一籌を輪せざる可らず。仁齋藤樹の徳、或は先生と伯仲の間に在るべしと雖も、其經世の業に至りては、素より先生に三舍を避けざる可らず。蕃山兼山の業、或は先生に比肩するものあるべしと雖も、其德行の高さに至りては、素より先生の匹儔に非



ず。余惟へらく、學識深遠功業隆盛なる者と雖も、徳行の之に伴ふに非ざれば、未だ之を眞儒と稱す可らず。學有りて徳無き者は、儒は則ち儒なりと雖も、小人の儒なり、未だ之に許すに君子の儒を以てす可らず。學識徳行兼ね備はり、加ふるに功業の顯著なるを以てする先生の如き者にして、始めて君子の儒と稱することを得べきなり。先生の儒林に於ける、亭々空を蔽ふの雄姿無く、蜿蜒地に蟠るの奇趣無しと雖も、直幹堅質、采つて以て學館の棟梁と爲す可く、用ひて以て廟堂の柱楹と爲す可し。嗚呼先生の如きは眞に學界罕觀の良材なる哉。

高瀬代次郎君曩に細井平洲傳を著はす。拮据多年、博搜廣蒐、詳に先生の行實を叙し、之に附するに諸家の評論を以てす。厯然たる大冊、記事正確、論評精緻を極む、蓋し傳記中の白眉なり。同郷の先賢を欽仰するの厚きに由るに非ずんば、安んぞ能く此の如くなるを得んや。然るに今又先生の著書詩文を蒐輯して平洲全集を著はさんとす。平洲傳既に先生の學識徳行功業を詳述し

て殆んど餘蘊あること無し。平洲全集の著、人或は之を評して蛇足を畫くものに非ずんば、屋上屋を架するものと爲す者あらん。余惟へらく否らず。高瀬君の意、蓋し曩に著はせる平洲傳を以て未だ先賢を顯揚するに足らずとし、平洲全集を以て之を完うせんとするものなり。何を以てか之を云ふ。曰く平洲傳は他人の觀たる平洲先生を描寫したるものなり。平洲全集は先生自ら其心事を描出したるものなり。前者は他人の行事を叙述論評したるものなり。後者は自ら其思想感情を直寫したるものなり。古人曰く、文は心の聲なり、詩は情の音なりと。故に先生の行狀を叙したる平洲傳は先生の身像にして、先生の感想を寫せる平洲全集は先生の心像なり。身像心像二者相俟つて始めて斯儒林の美材を千載の下に髣髴たらしむることを得べきなり。是れ高瀬君の平洲傳を以て猶ほ未だ足れりとせずして平洲全集の著ある所以に非ざるか。序を徵せらるゝに當り聊付度する所を述べて著者に質す。

大正九年十二月上浣



## 陪審法立案報告書

司法大臣伯爵大木遠吉閣下。陪審法案成り之を閣下に報告するを得るは、本員の光榮とする所なり。閣下は内閣總理大臣の通牒に依り、陪審法を制定すべきことを決し、其の立案の爲、司法省に陪審調査委員會を設け、大正九年七月二十八日、一木喜徳郎、平沼騏一郎、倉富勇三郎、鈴木喜三郎、富谷銈太郎、豊島直道、花井卓藏、馬場鏌一、谷田三郎、小山松吉、鶴澤總明、飯島喬平、松田源治、林頼三郎、泉二新熊、江木衷、及本員に其調査委員を命じ、山岡萬之助、小原直、宮城長五郎、清水行恕に其幹事を命じ、而して臨時法制審議會に於て議決したる陪審制度に關する綱領を移牒して、立案の基礎を示されたり。

調査委員は大正九年七月二十九日總會を開きて、委員長を互選し、次で委員長は平沼騏一郎、倉富勇三郎、豊島直通、花井卓藏、馬場鏌一、小山松吉、飯島喬平、江

木衷を起草委員に指名したり。

起草委員は大正九年七月三十一日第一回會議を開き、更に豊島直通、小山松吉、馬場鏌一、飯島喬平の各起草委員に準備委員を委嘱し、起草準備委員會に於ては、更に小山準備委員及林委員に議題とすべき原案の起草を囑したり。起草準備委員は大正九年八月四日以降、盛暑の候にも拘はらず、會議を累ぬること二十三回、奮勵努力、幾多の難問を解決して、大體の成案を得、之を起草委員に提出したり。此の間平沼起草委員、林委員、泉二委員は、毎に起草準備會に出席して立案に參畫し、殊に林委員は前に述ぶるが如く、小山起草準備委員と共に原案の起草に従事して、審査に多大の便宜を與へたり。又山岡、小原、宮城の各幹事、秋山、岩村の兩司法省參事官も、起草準備會に列席して立案に裨補する所ありたり。

起草委員會は大正九年十一月五日會議を開き、爾後回を累ぬること九回、起草準備會の原案に付慎重審議して、之に修正を加へ、以て法案の起草を了せり。



委員總會は大正九年十二月三日、同四日の兩日に互りて之を開き、起草委員會の立案に付慎重審議を盡し、大體に於て之を是認し、遂に成案を得るに至れり。

委員總會は討議に方り、陪審に付したる事件の審理二日以上に互る場合に於て、他人との交通をなさしめざる爲、裁判所内に陪審員を宿泊せしむべき設備をなすことを必要なりと認め、委員會の希望として之を閣下に報告することを決議したり。

顧みれば、本委員會の成立以來僅かに半歳ならずして、司法制度上最も重要にして而かも吾邦に於ける斬新の制度たる陪審法の立案を完結したるは、偏に各委員の熱誠と黽勉の致す所にして、就中起草委員の功績に俟つ所最も大なるものあるは、特に本員の閣下に報告せんとする所なり。

本案の内容に至つては、臨時法制審議會に於て議決したる陪審制度に關する綱領を準繩としたるものにして、歐洲各國の制度を參酌したる所ありと雖

も、必しも之を襲踏せず。其の長を採り短を捨て、最も吾邦の制度人情に適合せる獨特の立法を爲したるものなり。茲に立案の經過の梗概を叙し、別冊を具して閣下の電覽に供す。

大正九年十二月八日

陪審法調査委員會委員長男爵 穂積 陳重



大正十年

---

穂積陳重遺文集

二七六



## 八十島親徳君碑文

嗚呼此れ八十島親徳君の墓なり。君は宇和島藩士八十島行藏の長男、妣諱は長子、家祖親隆は伊達家の重臣なり。藩祖の封を其子に分つや、藩封減少し、家格亦降下す。二代の藩主深く之を憂ひ、親隆をして回復を圖らしむ。親隆命を受けて意大に決する所あり、封土を測量して地租の改正を爲さんとす。其初に當り、村吏の之に抗する者を斬つて其決意を示す。衆民慴伏し、改租の事速に成る。親隆乃ち仕を致し、悉く家財を鬻ぎて一切經を購ひ、經藏を菩提寺に建て、颯然去て海濱に草廬を結び、曩に誅せる者の冥福を祈りて世を終る。幾も無くして藩封家格舊に復す。爾來八十島氏祀を絶つこと百五十餘年、天保年間藩主親隆の忠勳を追懷し、藩中の傑士土倉中を擇みて其家名を襲はしむ。中、天資雋邁、才文武を兼ね、土倉皆免許の稱あり。君は實に其嫡孫なり。



先考は嚴先妣は慈子を教ふる各方あり。君資性忠厚、穎達節義を尙び、最事務の才に長ず。子爵澁澤翁儒道を以て實業を行はんとす。曾て論語算盤說あり。夙に君の人と爲りを知りて深く之に屬望し、君が東京高等商業學校の業を卒るや、用ひて秘書となし、後ち理事に進め、信任倍厚く、相遇魚水の如し。出ては歐米に隨ひ、入ては機務に參す。君明治六年四月九日を以て生れ、大正九年三月廿八日疾を以て歿す、享年四十有八、法諡して明德院大道是親居士と號す。翁其葬儀に臨み、輓辭を述べ、哀悼痛切、嗚咽頻に到り、明辯斷續す。會衆歎歎仰ぎ視る者無し。翁の君に對する信愛の深き、寄託の大なる、以て知るべきなり。噫、君は血統無き家祖の高風を感受し、血縁有る祖考の英資を遺傳し、知己の志を繼ぎて、利義合一の風を興さんとするに當り、不幸天其壽を奪ふ、翁をして喪予之嘆あらしむる良に所以ある也。

〔大正十年一月稿〕

## 聖德太子一千三百年遠忌頌徳文

〔法隆寺に於て〕

春風駘蕩として紅霞天地に滿つるの季に際り、茲に上宮聖德太子の一千三百年式年の遠忌を修せらる。陳重幸に此盛儀に列するを得て、欣榮之に加ふるもの無し。乃ち聊か卑懷を開陳して以て讃仰の微忱を表し奉る。

恭しく惟るに、太子生れながらにして聰明叡智、長じ給ふに及びて、彩華益々煥發、學は博く内外に達し、識は深く古今を究めさせ給へり。豊御食炊屋姫天皇の即位し給ふや、東宮の尊位に居まして、親しく萬機の政を攝し給ふこと實に前後三十年、其間最も熱心に意を國政の更新に用ひて、専ら國運の伸長と文化の促進とを圖り給へり。想ふに、當時に於て、我國家の最も緊要とせしところは、内は從來の氏族制度の積弊を打破して諸制を革新し、國政を刷新して國



力の充實を圖り、外は國威を隣邦に伸べて善隣の誼を厚くし、先進の文物を採取して我文化を向上せしむるに在りたるが如し。而して太子實に明察達觀、夙に深く意を此點に注ぎ給へり。乃ち、或は新に冠位を定め憲法を制りて制度革新の實行に着手し、或は神祇を崇敬し佛法を興隆して民心の永く歸托すべき處を示し、或は師を新羅に遣り書を隋廷に致して國威を伸べ隣交を修め、或は留學生を簡派して隋唐の文物を精査研究せしめ、其長を採り其精を擇び、以て永く本邦文化の進展に資するところあらしめられたり。其他、或は史を修め、曆を頒ち、或は文學を奨め、百工を勵まし給ひしかば、庶政是に於て更張し、文化はより大に展開せり。而も、太子は志業半ばにして未だ帝祚を紹ぎ給ふに及ばずして薨じ給へりと雖も、其偉業洪圖は後大化の改新と爲り、律令の編纂と爲りて、邦家萬世の基礎を定むるに至れり。若し夫れ、太子の親ら筆作し給へる憲法十七條に至りては、實に本邦文獻史上の偉觀、成文法典の鼻祖にして、就中其君臣の分を嚴明にし、治民の本を教誨し、群僚各々其分を守り、上下和

親協力して歸一合體すべきを諭し給へるが如きは、正に我國體の尊嚴を明徴にし、政教の基本を後昆に教へ給へるものと謂はざるべからず。爾來悠々一千三百載、皇國の文運は年と共に益々進歩し、我國威は代と共に愈々隆昌を加ふ。我等聖世隆治の鴻恩を荷ひ、昭代文化の惠澤に浴する者、誰か恩頼の原づく處遠く太子の偉業洪德に存するもの多大なるを知らざる者有らんや。

嗚呼、太子は眞に本邦文化の始祖にして、政教の巨師におはしませり。我帝國學士院は本邦碩學の府にして、内は學術の中樞機關と爲り、外は列國間に於ける學術の聯絡機關と爲りて、學術の發達を圖り、教化を裨補するを任務と爲すものなるを以て、千載の下太子の遺旨を奉體し、文化興隆の業に努め、以て聖世鴻恩の萬一に答へ奉らんとす。茲に謹んで欽仰讚歎の赤誠を效し奉る。

大正十年四月十四日

帝國學士院長正三位勳一等法學博士男爵 穂積陳重



## 刑事訴訟法改正調査委員會委員長 口演要旨案

〔大正十年七月九日の總會に於て〕

今回特別委員會に於て刑事訴訟法改正案其稿を脱したるにより、本日茲に總會の議に付することとなりたり。余は此機會に於て、其事に膺りし各位の勞を多として謝意を表し、併せて委員各位に對して大體の經過を報告せむとす。

今次の改正案は、刑事訴訟法改正調査委員會に於ける特別委員會の成案なりと雖も、同委員會は其實質に於ては、法律取調委員會に於ける事業を承繼したるものなるを以て、本委員會に於ける經過を述ぶるに先ち、法律取調委員會に於ける經過の大要を一言せざるべからず。

法律取調委員會が、刑事訴訟法改正の事業に着手したるは、明治四十一年十一月二十六日其總會を開きたるに始まり、爾來大正七年九月に至るの間、總會を開くこと九回、主査委員會を開くこと百六十一回、起草委員會を開くこと二百三十九回、起草準備會を開くこと百八十回を重ねたり。其間起草委員會は大正二年十一月十三日第一次の成案を得たるも、更に審議の上修正を加へ、大正五年五月二十三日第二次の成案を得たり。該成案は、學者、實際家の意見を徵する爲め、廣く世に公にしたるを以て、裁判所、檢事局、辯護士會等より意見を提出し、其他學者、實際家にして意見を發表したるもの尠なからず。茲に於て、起草委員會は、此等の意見を參酌し、又主査委員會の議決したるところに従ひて更に改訂を施し、主査委員會の議決を経て、大正七年九月二十三日第三次の成案を得るに至れり。而して、同年十月七日、該成案を委員總會に付し、同八年六月二十五日まで總會を開くこと十回、案の主要事項につき審議攻究中、大正八年七月勅令第三百三十二號に依り法律取調委員會は廢止せらるゝに至り



たり。

右の如く、法律取調委員會は刑事訴訟法改正の事業に従事すること十有一年の長期に亙り、其間會長の更迭四回に及び、委員の變動亦尠からずと雖も、平沼、豊島、花井の三委員は終始起草委員として起草のことに努力せられたり。

以上述ぶるが如く、法律取調委員會廢止せられたるが爲め、刑事訴訟法改正の業は一時停頓するに至りたるが、大正九年四月一日司法省に刑事訴訟法改正の爲め調査委員會設置せられ、同日穂積陳重、平沼騏一郎、松室致、横田國臣、倉富勇三郎、鈴木喜三郎、石渡敏一、横田秀雄、河村善益、豊島直通、花井卓藏、小山松吉、谷田三郎、鶴澤總明、泉二新熊委員に、林頼三郎、飯島喬平、小原直、山岡萬之助、皆川治廣、宮城長五郎、清水行恕幹事に任命又は囑託せられ、改正の事業を復活して更に其審議を開始することゝなれり。

調査委員は、大正九年七月十六日總會を開き、委員長を互選したる處本員其任に當ることゝなり、又五名の特別委員を設け、法律取調委員會の第三次成案

を基礎として調査審議することに決し、委員長に其指名を委ねられたるに因り、本員は同月十七日、平沼騏一郎、倉富勇三郎、豊島直通、花井卓藏、小山松吉を特別委員に指名したり。

特別委員は大正九年七月二十四日第一回の會議を開き、爾來會を累ぬること三十八回、此間豫審制度に關する根本の主義につき總會の議を経るの必要を生じ、大正九年十月二十五日第二回總會を開き、豫審については起訴後主義を採ることに決し、之に基きて審理を進行し、大正十年五月十八日大體の議を了するに至れり。然れども尙ほ條文の排列順序並に文章字句等につき考慮を要するものありたるを以て、之が整理の爲め更に特別委員中より平沼騏一郎、豊島直通、小山松吉を擧げ、同年四月二十一日より會を開くこと十二回、同年五月二十五日其整理を了りたるを以て、更に特別委員會の議に付し、會を累ぬること六回にして、同年六月十七日之が成案を得るに至れり。此間、委員長穂積陳重、委員横田國臣、河村善益、谷田三郎、鶴澤總明、泉二新熊は時々特別委員會



に列席して議事に參與し、又幹事林頼三郎、飯島喬平、山岡萬之助、小原直、宮城長五郎、秋山高三郎、清水行恕、岩村通世は特別委員會及整理會に出席して其審議を輔け、殊に幹事林頼三郎は委員の囑託に依り、主として審査に従事し、整理案の作成につき努力せり。

本案審議中、委員幹事の更迭せるもの、大正九年六月四日石渡敏一願に依り委員を解かれ、其補充として同日山内確三郎委員に任命、大正十年一月十七日小原直幹事を免ぜられ、同日秋山高三郎、岩村通世幹事に任命せらる。又幹事飯島喬平は大正十年三月四日本案審議中病を以て逝き、尙本案審議終了後大正十年七月五日、横田國臣、河村善益、谷田三郎委員を免ぜられ、牧野菊之助、幹事林頼三郎、同山岡萬之助其跡を襲ひ、又同日三宅高時、草野豹一郎新に幹事に任命せられたり。書記谷村銀次郎、同高橋治俊、同小谷二郎は終始諸般の會務を鞅掌せり。

以上は特別委員會に於ける改正案成立の經過の概要を略叙したるに過ぎ

ずと雖も、關係委員及び幹事が本案の重大なる法案なることを思ひ、最も慎重なる調査を遂げ、十分の審議を盡したることを知るに足るべし。余は總會が銳意之が審査を遂げ、成るべく早く之を議了するに至らむことを望む。



皇太子殿下歐洲御巡遊より還啓につき  
賀牋奉呈に關する演説

〔大正十年九月十二日、帝國學士院臨時總會に於て〕

今般

皇太子殿下の歐洲御巡遊は、我邦の歴史上未曾有の盛事でありまして、之によりて我日本帝國は單に東方の一雄國たるのみならず、世界五大國の一たる實を御舉げになつたものと觀ることが出来るものと考へます。然しながら、皇儲の御外遊は我皇室史上始めての御事でありますから、我忠良なる國民は、此御壯舉を稱讚し奉ると同時に、御旅行中の御健康竝に御身邊の御安寧については、深く御案じ申上げて居りました所、海陸數千里の御旅路も恙無く御還啓遊ばされましたのは、國民の欣賀喩ふるにも無き次第であります。然しな

がら、國民の喜ぶ所は、獨り過去に於ける御旅行の御安全計りではありません。實に此度の殿下の御外遊は、我帝國の將來に於ける國運隆昌の基であるからであります。殊に御歸着の際、原内閣總理大臣に下し給ひたる御詞によるも、今般の御巡遊は御見學の爲めでありまして、特に學事御視察には最も重きを置かれまいした事は明らかであります。又珍田供奉長、三浦博士、其他より承りまする所によれば、殿下には最も御熱心に學事を御視察に相成り、尙ほ悉しくは後に櫻井幹事より報告せられます通り、或は「オクスフォード」「ケムブリッジ」「エディンボロ」「ソルボルン」「ルーヴェイン」等の諸大學を御訪問遊ばされまして、各種の學問的設備を御實視に相成り、或は大學に於て講義を御聽聞に相成り、或は學者を御旅館に引見して御聽講あらせられ、諸大學より奉呈せる名譽學位を御受けに相成り、其他女子大學及び中學以下の各種教育機關を御觀察に相成りたる等の如き、短き御旅行期間中に、最も御熱心に御視察に相成りましたとの事であります。又竊に漏れ承る所に依りますれば、殿下は殊

皇太子殿下歐洲御巡遊より還啓につき賀牋奉呈に關する演説



に學問を御好み遊ばされ、獨り政治、經濟、文學、社會等に關する諸學科のみならず、自然科學にも御趣味深く在らせられるとの事であり、但し此事を拜承しまするは、眞に我邦の學問の將來に關する一大慶事と存じます。

學問が文化の淵源、國運隆昌の基礎であることは、申すまでも無い事ではありますが、我皇儲殿下が、學問に對し御意を注がせらるゝ事此の如く深く、此度の海外御巡遊に特に學事御視察に重きを置き給ひたるは、即ち

明治天皇五箇條の御誓文中、智識を世界に求めて大に皇基を振起すべしとの大謨を發揚し給ふ所以でありまして、特に我等學問に従事する者の、此御盛徳に對し奉り、感激欣抃措く所を知らざる次第であります。

我帝國學士院會員は、

殿下の御無事御歸國に對し奉り、全國民と共に奉祝するは勿論の事であり、但し、殊に殿下が學事御視察を了へさせられ、世界有名の學府より奉呈せる名譽學位を御受けに相成り、御無事御歸國に相成りました事につきましては、

帝國學士院は本邦學問の中樞機關として、此盛事に對し奉り、頌徳を兼ね奉祝の賀牋を上ることを至當と考へ、特に臨時總會を開いて、會員諸君に御協議申上ぐる次第であります。尙ほ此事に關し、詳細は幹事より報告せらるゝ筈であります。



## 皇太子殿下歐洲御巡遊より還啓につき 奉呈の賀牋

帝國學士院長 穗積陳重等謹みて啓す。

恭しく惟るに、皇祖の國を肇め給ふや、文教の源を開き、化育の基を定め給ふ。列聖の之を承け給ふや、夙に文物を海外に採り、以て國本の培養に務め、民力の發展を圖り給へり。帝國が古來特殊の文化を形成し、以て國體の精華を發揚し得たるは、實に茲に淵源す。

明治天皇登極の初に、五箇條を擧げて神明に誓ひ、知識を世界に求むるを以て其の一箇條と爲し給へるは、時運の推移と世界の大勢とに順應し、以て建國の精神を恢弘せんとし給へるに外ならず。爾來學術進歩し、産業勃興し、以て今日の昭代を現出せるもの、豈偶然ならんや。

恭しく惟るに

皇太子殿下仁孝徳を積み精勵學を修め、常に古今の學術に心を潛め、深く東西の政教に思を致し給ふ。曩に

天皇陛下の思召に依り、遠く海洋を渡りて、西歐の地に臨ませ給ひ、親しく友邦を歴訪して其の國情を究め、屢史蹟を尋ねて異域の英魂を慰め、或は學院に行啓して其の設備を視察し、或は碩學に接して其の講説を傾聽し給へり。是れ實に

明治天皇の宏猷に遵ひ、

天皇陛下の聖旨を體して、國家經營の資に供し給ふ所以なるのみならず、亦之に依りて帝國の國是が、常に文化の開發と平和の促進とに存するを世界に示し給へるものにして、建國の精神は、  
殿下に依りて更に大に其の光輝を加へたるなり。

今や

皇太子殿下歐洲御巡遊より還啓につき奉呈の賀牋



殿下英明の資を以て新に見聞し給へる所により、遠謀深慮以て國民を導き給はんとす。帝國の文化が益發達して、世界の進運に寄與し、人類の福祉を増進する所あるは、翹首して待つべきなり。陳重等碩學の府に列するの榮を荷ふ者、

殿下の外遊に對し、意義の極めて深遠なるものあるを察し、又

殿下が國民に下し給へる令旨を拜讀し、台慮の甚だ切實なるに感激し、欣喜奮躍の情に堪へず。茲に謹みて表を上り、

殿下が萬里の旅程を終へて平安に還啓し給へるを賀し、恭しく

殿下の萬歳を祝し奉る。

大正十年九月 日

### 刑事訴訟法改正調査委員會委員長報告案

刑事訴訟法改正調査立案のこと茲に完了を告げ、其成案を得るに至りたるを以て、別冊を以て之を閣下に呈し、併せて之が經過の概要を報告せむとす。

本員等刑事訴訟法改正調査員を命ぜられてより約一年有半、委員及び幹事は各其任とする所に精勵し、會を開くこと一百回、大正十年九月二十日草案其稿を脱するに至り、本員は起草委員より之が報告を受けたり。其調査の顛末は載せて本書添附の起草委員報告書に詳なり。本員仍ち同月二十四日を以て之を總會の議に附したるに、總會は慎重審議を遂げ、滿場一致を以て之を可決確定したり。斯くの如くにして多年の懸案たりし大法典改正の業略々其の成るを見るに至りたるは、國家の爲め慶賀に堪へざる所にして、本員委員長として此大業に參與することを得たるは、最も光榮とする所なり。由來法典



編纂の業たる至難の事に屬し、殊に刑事訴訟法の如き直接且廣汎に國家民生の休戚に痛切の關係ある大法典に於て然りとす。而して今や其草案完了し、此の大業の成就せむとするもの、全く委員及び幹事諸氏が其附託に負かざらむことを念とし、熱烈誠懇其事に従ひたるに因るものにして、其功勞多とすべきものあるを信ず。

願れば、刑事訴訟法改正の業たる、起草委員の報告書に詳かなるが如く、明治二十八年十二月蚤く既に之に着手せられ、刑事訴訟法調査委員、法典調査會及び法律取調委員會を経て本會に至り、草案茲に完成したるものにして、別冊成案は固より本會の審議立案に係るものなりと雖、前調査機關に於ける調査の結果を資料と爲し、前業を繼承して其歩を進めたるものにして、本會が之を完成するに至りたるもの、前調査機關の努力に負ふ所尠しとせず。依つて刑事訴訟法改正事業創始以來専ら之に關與したる委員及び幹事諸氏の氏名を別紙に録し、以て電覽に供し、併せて此等諸氏に對して敬謝の意を表せむとす。

惟ふに、方今の世態憂慮すべきもの尠からず、而して刑事司法權の適正なる行動に待つもの多からむとす。此時恰も閣下董督の下に本案の成立するあり。幸に閣下の賢慮に副ふものあらば、速に閣下に伏奏して帝國議會の協賛を経るの運に至らむことを冀ふ。

大正十年十月一日

刑事訴訟法改正調査委員會委員長法學博士男爵 穂積 陳 重

〔編者云、本書は司法大臣大木遠吉伯宛提出したものである。〕



岡野敬次郎教授在職二十五年祝賀會  
に於ける祝辭

〔大正十年十二月十一日〕

岡野教授同御家族、並に各位閣下。岡野東京帝國大學教授在職二十五年の祝賀の會を開かるゝに當り、私は同會發起人中實行委員の指名に依り、友人總代として、茲に祝賀の辭を述ぶる重任を負はせられました事は、私の最も光榮とする所であります。私は明治十七年以來、今日に至るまで殆んど四十年近く同教授とは最も親密なる交友を辱うし、且此長年月間、公私共に一方ならざる御援助を蒙りたる間柄の事として、獨り此任務を光榮とするのみならず、衷心之を欣幸とし、不肖をも顧みず御請を致した次第であります。只不肖にして思慮到らず、辭令達せず、各位の同教授に對する祝賀の意を代表的に充分に言

ひ表はす事の出来ぬのを恐れますが、只之を喜び之を祝するの誠意に至りては、少くとも各位に譲らざる積りでありますから、其言葉の盡さざる所は何卒御諒恕を願ひ度く存じます。

岡野教授の大學に對する顯著なる功績については、既に古在總長及び松波教授より述べられましたして、殆んど餘蘊ありませんから、私は只其遺れるを拾ひ、此機會に於て、過去三十餘年間に、同君と、或は教師とし、或は同僚とし、或は親友として有したる感想を述べて、欽仰と感謝との意を表することを許されんことを請ひ度く存じます。

今日私共が岡野君の教授在職二十五年を祝賀いたしまするのは、獨り同君が教授として四半世紀間、大學の爲め、學生の爲め、將た學問の爲めに盡力し、顯著なる功績を擧げられた事のみに對するのでは無いと思ひます。同君の過去三十餘年の公生涯は、皆な大學を本據とし、學問を根據とし、或は國家社會の爲めに貢獻し、或は門弟友人の爲めに寄與せらるゝ所が極めて多かつた事は、



今更申すまでも無いことであります。同君が學者とし、教師とし、立法家とし、裁判官とし、法學教育家として、其功績群を抜き、先輩とし、友人として、益を人に與へられたるもの多大なりし所以は、同君の學殖の深邃なるは勿論、頭腦が最も明晰銳利であつて、其志操は最も堅實、而も其友情に至つては最も厚く、最も温かであるからであると思ひます。「イギリス」に Cold hand, warm heart. と云ふ俚諺があります。これは、冬などに、友人と出逢うて握手した時に、君の手はつめたさじやなすか、(Your hand is cold.) と云ひますと、然し僕の心は温いよ、(Yes, but my heart is warm.) と挨拶する習慣から出たのであります。此諺の對句として Clear head, cold heart. と云ふ諺があります。それは、周章者に正直者が多いと云ふと反對に、頭腦が明晰で、智慮周密な人は往々沈着冷靜なものでありますから、之に對する川柳的な皮肉な俗諺であります。此、良い頭に冷い心と云ふ諺は、素より俗人的觀察から出たもので、其根本的に間違つて居ることとは言ふまでも無いことであります。

岡野教授が法學界の權威たると同時に、友人後進間に於ける信賴、感恩の目的たる事實は、全く前に述べた俗諺を裏切るものであります。若し私が此席に於て、一言以て同教授の性格を論評することを許さるゝならば、私は前に述べた俗諺 Clear head, cold heart. を修正し、Clear head, warm heart. と云ふを以て同教授の特性を言ひ盡すべきものと信じます。

岡野教授が「クリヤー、ヘッド」の人なるは天下公知の事實であります。同君が此透明銳利なる頭腦を以て、法學、立法、司法の各方面に於て國家に貢獻せられたる事の極めて大なることも、亦公衆周知の事實であります。今其最も顯著なるものを挙げますれば、同君は法學の方面に於て、法學の各部門中、最も複雑にして緻密なる法規を對象とする商法學の最初の專攻者にして、而も其最高の權威たるは、全く此卓越せる「クリヤー、ヘッド」の爲めであります。立法方面に於て、商法及び其附屬法、破産法、和議法、信託法、民事訴訟法、借地法、民法、刑法等を始めとし、近時數多の重要法案は、殆んど多少同君の干與せられざるもの



無しと云ひ得るのも、亦此「クリヤー、ヘッド」の爲めでありませう。就中法典調査會に於ける商法典立案、法律取調委員會に於ける商法修正、破産法、借地法等は、起草委員として其立案の任に當られ、民事訴訟法改正は主査委員であり、信託法は臨時法制審議會及び司法省に於て其主査委員長でありました。始め法典調査會に於て、民法の立案も略ぼ結了に近づき、愈々商法立案の準備に取掛りました時、幹部の議は、此重大にして困難なる任務は、是非當時歐洲留學中の岡野君をして之に當らしめざるべからずとの事に一決し、文部省に交渉して其認諾を得、同君を留學滿期前に招還して、故梅君及び田部君と共に起草委員に任せられたのであります。其後明治四十一年より數年に亙る商法修正の大事業も、亦同君の手に成つた事は、人の知る所であります。右は私の記憶から述べたのであります。尙ほ遺漏も必ず澤山ある事と思ひます。其他、帝室制度審議會委員として、又曾て農商務省に兼任せられた時等に同君の立案せられ、又は干與せられた法案は、極めて多いことであらうと思ひます。

立法事業以外に於ても、同君の「クリヤー、ヘッド」なることは各種の方面に現はれて居ります。同君が行政裁判所の長官として裁判の面目を一新したと云ふことは、屢々友人の辯護士から聞く所であります。演説家としては、演述の理義徹底して周到、而も煩瑣に涉らざること、討論家としては、論鋒犀利にして明透、而も詭辯に涉らざること等は、皆「クリヤー、ヘッド」の現はれに外ならぬのであります。同君と意見を異にした場合は、いつも云ひ負かされて、自ら非を覺るに至るに極つて居つて、同君を説破し、我が説に服さしめ得た事は、近頃一度あつた切であります。それは、此祝賀會に關する事でありました。昨年の秋頃、此祝賀會の話が同僚中に始まり、山田三良君と美濃部達吉君とが有志者を代表して、同君に其承認を求められた所、同君は其厚意は深く謝されましたが、在職二十五年祝賀の無意義なることを説いて、斷然之を辭退せられ、其論鋒例に依つて精銳、流石の論客山田、美濃部兩君も、竟に之を動かす能はずして引取られました。之が爲めに、其發起が一旦中絶いたしました。が、本年に入り、



右の兩君が私を訪問せられ、岡野先生の辭退は、例の通り其論鋒が鋭くして、とても我々では承諾を得べく説伏するの見込が無いが、此企を中止するは、多數の門弟友人の熱望に反し、如何にも残念であるから、是非何とか話を附けて貰ひ度いと、熱心に依頼せられました。私も素より至極同感でありましたから、直ちに岡野君に面會して、切に友人門弟の懇請を容れられんことを勧め、縱令二十五年目に祝すると云ふことは無意義なりと假定するも、友人門弟等が或る機會を捕へて、平素貴君に對して有する敬愛、感恩の情を表せんとすることは無意義ではありますまい。よもや貴君は「己所不欲勿施於人」の聖訓を非なりとはせられまい。貴君の師友の就職二十五年祝賀、還曆、其他の慶事あるときは、貴君はいつも率先して盡力斡旋せらるゝでありませんか。現に不肖の就職二十五年、還曆等の際も、其祝賀を首唱せられた一人で、實に一方ならぬ御盡力下されたではありませんか。他人に對するときは大に理由があつて、自己に對するときは、少しも理由が無いと云ふ理由がありますか、と肉薄いたし

ましたら、流石の岡野君も、理の當然には反へず言葉も無く、只苦笑して居られました。依つて此事を山田、美濃部兩君に通じましたら、兩君を始め同僚友人は大に喜んで、此祝賀會の計畫を進めらるゝに至つたのであります。序に申します、私の同君との殆んど四十年近い交際の間で、同君に言ひ勝つたのは、後にも先にも此時たつた一度であります。此一事でも、同君の「クリヤー、ヘッド」なことゝ、老友の忠告を容れてやると云ふ「ウォーム、ハート」なことが解ると思ひます。

岡野教授が「ウォーム、ハート」の人たるは、同君が「クリヤー、ヘッド」の人たると相結んで、同君の顯著なる特性を成すのであります。蓋し此特性は、同君が御兄弟達と共に、私共の多年知遇を辱くして、常に尊敬措く能はざりし賢母の手に人と爲られましたことも、一つの大きな原因を成して居るものと考へます。同君の御母堂に對して孝順なりしこと、御兄弟御近親の間柄の睦ましくして、皆同君を頼みの中心として居らるゝことは、私共の屢々見聞し、又美談として



聞き及ぶ所であります。加之、同君は殆んど生え抜きの江戸つ子とも云ふべき人でありますから、人の爲めに盡すの義侠心と友愛の情とに富まれ、師友、後輩、門弟に對して極めて深切なることは、諸君の御熟知の事であります。此祝賀會の擧に對し、同様の場合に於て罕に觀る位、熱心な賛成者が多く、出金の額の極めて多かつたのは、畢竟同君の「ウォーム、ハート」の鼓動の反響に外ならぬことと思ひます。かゝる「ウォーム、ハート」に「クリヤー、ヘッド」が伴つて居る結果、同君の書齋は、自づから知人の相談所と爲り、公私共に同君の助言を求めに來る者が踵を接する有様であります。私一身に於きましても、職務上又は一身上思案に餘る事があると、毎々同君に相談して、其助言を乞ひます。又特に公の職務については、同君は多年蔭に在つて、種々の重要な力添へをして下さつたことを茲に公言して、深厚なる感謝の意を表します。只其事柄の如何なる事であると云ふことを明言するは、同君の志に背くものと思ひますから之を避けます。亡弟八束も、其生前法科大學長勤務中、多大の援助を蒙ると云

うて、常に感謝して居りました。各位の中でも、同君に對し、同様の關係に在つて、同様の觀念を有せらるゝ方が必ず多いこと、信じます。同君の後進の誘掖に厚きは、これ亦極めて顯著なる事實でありますが、既に先刻門弟總代から述べられましたから、茲には之を省略いたします。是等は皆な同君の「ウォーム、ハート」から流露する温き友情と云はねばなりません。

「クリヤー、ヘッド」と「ウォーム、ハート」を兼ね備ふるは岡野教授の顯著なる特性である事は、萬人の認むる所であります。良い頭、温かい心、其一を有する、既に吾人の欽仰に値するに足るものであります。況んや二者を兼ね備ふる者に於てをや。茲に私は多年交友を辱うしたる多數の友人を代表し、此在職二十五年祝賀會の機會に於て、此「クリヤー、ヘッド、ウイズ、ウォーム、ハート」の同教授に對し、深甚なる尊敬と深厚なる祝賀との意を表し、其「クリヤー、ヘッド」よりは常に有益なる高教を受け、其「ウォーム、ハート」よりは常に御深切なる援助を蒙りたることを感謝し、併せて同君御一家の御健康と幸福とを禱ります。



大正十一年



### 楠長譜筆御成敗式目に記す

余の御成敗式目を蒐集すること茲に年有り。一日書肆西山堂本書を索ね得て持來り、價百金なりと云ふ。余其極め書に長菴とあるを見て、其鑑定の誤にして長譜の眞蹟に非ざるべきを想ひ、之を書肆に告げ、只本書の時代は天正前後に相當すべきを以て半金ならば買取るべしと云ひたるに、書肆之を諾したるに依り、乃ち之を購ひたり。其後萩野由之博士の紹介に依り、史料編纂掛所藏の楠長譜自筆の武家式目の寫眞を得て之を本書に對比するに及びて、兩書の書體筆勢共に全く相等しきを見、本書が長譜の眞蹟として殆ど疑無かるべく、鑑定の誤に非ずして其文字の誤なるか、又は長譜を長菴とも書せしことあるか、二者其一にあるべきを推斷するに至れり。茲に於て余は曩に輕々しく眞偽を速斷して、商賈をして價を更めしめたる疎忽を愧ぢ、更に五十金を追



與し、永く之を珍藏することとせり。

大正十一年一月

### 帝國學士院授賞式に於ける演説

〔大正十一年五月二十一日〕

貴賓各位閣下。本日、本院に於て恩賜賞竝に帝國學士院の授與式を舉行するに際し、總理大臣閣下、宮内大臣閣下、文部大臣閣下を始めとし、貴賓各位の御臨場を辱くしたるは本院の最も光榮とする所でありまして、茲に會員一同に代つて深厚なる謝意を表します。帝國學士院の性質及び職能は前年の授賞式に於ても申述べました通り、

- 一、内にありては、學問の中、樞機、關たること。
  - 一、外に對しては、學問の國際的機關たること。
  - 一、學者優遇の府たること。
- の三つであります。



此の三つの資格を併せ有することは、各國に於ける學士院共通の性質でありまして、輒近に至り、政事、軍事、農工商を始めとし、社會各般の改善進歩は、悉く其基礎を學問に置くの必要倍々明らかなるに至り、殊に世界大戰以來、學問の威力の偉大なる事が社會一般に認めらるゝに至りましたから、近頃各國に於ける學士院の任務は倍々重要にして、随つて其事業も倍々繁多なるに至りました。今、本年の授賞式を舉ぐるに當り、學士院の三資格に關し、我帝國學士院に於ける昨年度以來の事業の概要を御報告致したいと思ひます。

第一に學問の中樞機關としての職能は、最近に至り俄に重きを加ふる様になつて來ました。學士院が一國の學問の中樞機關たる事は、既に百年前に彼の有名なる天文學者「ラブラース」が「フランス」の「アカデミー」で論じて居ります。が、殊に前に申しました最近に於ける學問、研究の氣運の俄に發達した事と、又我邦に於ては學制改革に依り最高學府たる官公私立大學の數が俄に増加し、且つ各種の學術研究所、學會等も其數を増すに至りました事に依つて、其間に

於て中心機關となる學士院の職能が倍々必要となつた次第であります。學士院が此の任務を盡すについてこれまで採り來りたる方法は、學術研究の獎勵補助、學術研究費補助の審査推薦、新研究及び新發見の發表、有益なる著書、論文、報告等の出版並に學術上最も有益なる研究の結果に對する表彰等を以て其の最も重なるものとして居ります。

此事に關し、第一に此式場に於て御報告致さねば相成らぬ事は、本年の始めに於ても、昨年の如く皇室より學術研究資助御下賜の有難き御沙汰を拜しました事でありませう。前申しました通り、近頃研究の盛んになつて來たと共に、本院に對する研究費補助の請求は、其件數及び金額に著しき激増を見るに至りまして、一方には本邦に於ける此文化上進の一大現象に對して喜ぶと同時に、常に其要求の大部分を容るゝことの出來ぬのを遺憾として居りましたが、此恩賜を拜し、之を帝室制度の歴史的研究に充つる外、諸種の最も必要なる研究に充つることに致しました。其他國庫支出金及び篤志者の寄附に依る學術



奨励金の使途及び研究費補助の審査推薦等にして前年以來に係るものは、御手元に配付致しました事業便覽に載せて置きましたから、之に依つて御覽を願ひたう存じます。尙ほ右事業便覽の終りに掲げて置きました通り、松方侯爵は本年八十八歳の高齡に躋られましたについて、最近に松方侯爵米壽祝賀會發起人より、松方侯爵米壽記念奨學資金寄附の申込があつたことであります。依つて本院に於ては之を受領し、其資金は永く之を保存し、其利子は主として同侯爵が新日本財政の基礎を確立せられたる偉業に最も關係深き財政經濟に關する諸學科の研究費、褒賞費、講義費、學生費、出版費等に使用し、其他本院に於て適當と認むる奨學事業に之を充て、尙ほ其使途の事項には、松方記念の稱を冠し、「松方記念研究」、「松方記念賞」、「松方記念講義」、「松方記念學費」、「松方記念出版」と云ふが如き稱呼を附し、永く此國家の元勳の記念を文化事業に結び付けて、祝賀會諸氏の意に副はんとする次第であります。

次に、新研究の結果及び新發見を學士院に於て發表する事は、各國の學界に

於ては、最も重大なる事として居りますが、我國に於ても近時漸く其數を増して參ります。然しながら、此點に於ては未だ泰西諸國の如く盛んならざるを遺憾とする所であります。此學士院に於ける發表は、新說の「プライオリチ」即ち首唱者、發見者の順位を定むる一つの標準となるものであります。然るに學問の進歩するに隨ひ同時發見が多くなり、時としては前後の争が生じ、又時としては剽竊争さへ生ずることがあります。故に前以て學士院の如き中央機關に於て之を發表し置き、次で専門機關に於て發表するは最も適當な事と思ひます。故に今後重要な新發見は、何人なりとも會員の紹介に依り、先づ本院に於て發表せらるゝを慣例とするに至らんことを希望する次第であります。

次に學士院の第二の職能たる學問の國際的機關たる資格につきましては、輒近國際協力主義の勃興と共に著しき發達を爲すに至りました。國際主義（インターナショナルリズム）は、最近に至り俄に發達し、政治上に於ける國際聯盟



を始めとし、宗教に、經濟に、商工業に、勞働問題に、其他百般の社會事業は國際的協力に待つもの最も多きに至りました。此の如き有様でありますから、近頃諸國に於ける學士院の任務は倍々重要にして、随つて其事業も倍々繁多なるに至りました。我帝國學士院は、明治十二年に米人「モーレー」氏の建議に依つて、其前身たる東京學士會院が設立せられて以來、明治三十九年に至るまでは其職能は內國的たるに止まつて居りましたが、同年に其組織を改めて帝國學士院を置かれ、同年十二月に本院は萬國學士院聯合會に加入するに至りました。是より先き、本日御臨席に相成つて居ります牧野子爵が當時公使として「オーストリア」に駐在して居られました際、萬國學士院聯合幹部に對し種々御盡力に相成つた結果、同聯合會に於ては我學士院入會の事を議決するに至つたと云ふ事であります。爾來本院の國際的聯合機關たる職能は年と共に發展し、聯合會には本院より毎回代表者を出して參加せしめましたが、大正七年萬國學士院聯合會に於て、理科的諸學科については萬國學術研究會議 (Inter-

national Research Council)なる國際的中央機關、並に各國に於て國立學術研究會議 (National Research Council) を起し、各國に於ける研究會議設立は、其國々の學士院に於て擔任することとなり、我學士院に於ても委員を設けて其組織、職能に關する調査をなし、案を具して當局に建議しましたが、其結果、本邦に於ける學術研究會議の設立を觀るに至りました。又國際聯盟規約第十四條に依りて規定せられたる常設國際司法裁判所の設置についても、我帝國學士院は聯盟理事會の議決に依つて、各國の學院と共に其裁判官候補者の推薦の議に參與し、本邦よりは會員法學博士織田萬君が當選せられました。又大正八年に創立せられました萬國聯合學士院 (L'Union Académique Internationale) には、創立以來毎回本院より代表者を出し、本年の第四回會議には會員文學博士井上哲次郎、同法學博士美濃部達吉の兩君が派遣されました。此の如く、學問上の國際協力主義の發達と共に、本院の國際的機關たる事務は倍々繁劇なるに至り、其責任も倍々重くなつて來る次第であります。



學士院の第三の資格たる學者優遇の府としては、從來皇室及び國家より本院會員に對し厚き待遇を賜はりまするのは、會員一同感激に堪へざる所でありませぬ。此度も圖らずも明日會員一同を離宮に召され午餐を賜はるの恩命を拜しました。本院へは皇室より賞典資並に研究費の御下賜あり、尙ほ此御沙汰を拜し、會員一同、學問御獎勵の聖旨に對し奉り感激の至りに耐へず、倍々責任の重きを感じ、有難き大御心に副ひ奉らんことを期する次第であります。

扱本日恩賜賞を授與せられまする理學博士高嶺俊夫君並に理學博士吉田卯三郎君の「スタルク」效果の共同研究、及び學士院賞を授與せられまする醫學博士清野謙次君の生體染色法の研究、工學博士末廣恭二君の傳動軸の振れ計研究に對する授賞の理由は、是より會員が説明せられまするから、之に譲りませぬが、本院に於ては毎年委員を設け會員以外の者の研究の結果に對する授賞の推薦につき授賞の審査を致します。其審査は實に慎重嚴密を極めたもの

でありまして、前年に推薦の提議がありましてより、各部會及び總會の審議、並に部會の選定せる各部の審査委員、及總會の選定せる兩部共通の審査委員の審議を合せて、前後六回の決議を経て後、始めて確定するものでありまして、學問上有益なりと認められる研究の數多き中に就き、成績特に卓絶にして、學問の進歩に關し、或は世界的貢獻をなして既に諸國の學界に知られ、其他特に學問の進歩上最も有益なるものゝみ、が其選に當る次第であります。本年の如き、恩賜賞典資二箇分あるに拘らず、又有益なる研究も尠からざるに拘らず、其一個のみ授賞せらるゝことゝなりたるが如きは、以て其審査の嚴密な一端を示すに足るものであります。従つて之を享けらるゝ諸君の名譽の至大なるは申すまでも無く、斯の如き適當なる授賞の目的物を得たるは、我學界の慶事と言はねばなりません。茲に諸君の名譽に對し、會員一同と共に深厚なる祝意を表します。



## 警察官は國の看板である

〔警察講習所落成式祝辭〕

閣下諸君。本日警察講習所の落成式を行はるゝにつきまして、私もこれに參列し、一言を述べて祝意を表するの機會を與へられましたのは、私の最も欣幸とし、且つ大なる光榮と致す所であります。

曩に本所長松井茂博士が、四國地方に旅行致されましたる旅先より手紙を送られました。此落成式に列して一言すべきことを依囑せられました。私は近頃、學會を始め其他の所に於て講演を爲すことを謝絶し來つて居りましたが、爲に、多年最も懇親に交つて居りました學友の折角の依囑でありましたが、一旦之をお斷り致しました次第であります。然るに、昨日に至りまして、又最も懇切なる手紙を寄越されました。私が此警察教育に關して古い緣故がある、又

同君とも久しい交りがあるからと云ふので、是非此際參列の上、一言すべき事を再び勧められました。依つて友誼上、又緣故上辭することを得ずして、茲に一言を申述べる次第であります。

私の警察教育上の關係と申しますのは、今を距ること四十年前、即ち警察講習所の如き完全なる設備、教育機關の設立以前の事に關して居ります。明治十五年一月十一日の東京大學卒業式の際に、初めて時の警視總監樺山資紀君に御面會を致したのであります。踰えて數日にして總監自から私を訪はれまして申されますには、「我國に於ては二つの大事件がある。一は憲法制定の事にして、既に伊藤伯を歐洲に派遣して其取調を命ぜらるゝやうに相成つて居る。又一方に於て、多年の懸案たる條約改正問題と云ふものも、其實施を國民舉つて急いで居るやうな次第である。此二大事件を實施に相成つた時に於て、警察は又之に應ずるだけの進歩を致さなければならぬことである。然るにこれまでの警察は多くは軍人出身である。自分もさうである。」先



刻清浦子爵も申されました通り、當時は總べて軍人關係の人が多かつたので、總監、副總監、警視、殆ど皆陸軍の武官を以て充たされて居たやうな次第であつた。「斯様な事であつて、新しき文明の警察と云ふことには、私始め下巡査に至るまで、尠しも準備がない。故に之を準備する爲には、先以て自分から學問をしなければいかぬ。故に、どうか刑法竝に警察に關する事について、是から警視廳で講義をして貰ひたい」と云ふ御話があつたのであります。又それにつきまして同君の言はれますには、「警察法の改正は容易な事である。然れども、法に非らずして人に在る。それ故に人から始めなければいかぬのである」と云ふお話でありました。

私はまだ年も若うございました。又公法を専門と致して居らない者でありました。僅に伯林大學に於て一般の法律修養の爲に警察學、監獄學の講義を一通り聽いたと云ふだけのことでありまして、他人に向つて此等の特別なる事を講義するだけの資格の無いことを自から知つて居りました爲に、刑法

だけならばお引受け致しますが、警察の方は極めて不案内であるからと云ふことでお断りを致しましたが、併し誰れも外に知つて居る人がないので、通りの講義で十分であるから、是非やつて貰ひたいと云ふことであります。私の常に尊敬致して居ります先輩、又其述べらるゝ意見は、實に將來に對して慮り深い御意見であると考えましたから、不肖をも顧みずして、此先輩の誠意に感激してお請けをしたこととでございます。

以來明治十五年より致しまして、向ヶ岡―彌生ヶ岡、彼處に警視廳の集會所がありました。―其處に毎週一回講義を開かれまして、樺山總監、綿貫副總監を初めと致し、園田、大浦、澤、小野田の各警視、悉く之に臨まれ、各署長も事務に差支なき限り出席せられて、此講義を聽かれたことであります。刑法は私が自分で講義を致しましたが、所謂警察學の方は極めて不案内のこととありますから、當時有名なる大著述「モールの警察學」並に「スタインの警察學」此二書から覺束なくも拔萃致しまして、其の取次を致したやうな有様でありました。承る



所に依りますれば、是より先き清浦閣下に於かれましては、治罪法を既に御講義に相成つて居つたと云ふことでありますから、私は其二番目の相續人と申して宜しい位置だらうと考へて居るのであります。此警察の首腦の御集會と申しまするものが、明治十五年より大迫總監、三島總監の三總監の時代を経て、明治十九年まで續いて警察の首腦が自から學理的基礎を造らんとせられました事は、後に警官練習所等の出來ました。又今日日本所の出來ました起原を造られた事であると考へて居るのであります。

其後時勢が段々進んで参りまして、先刻清浦子爵の御述べになりました通り、明治二十六年の頃より致して、初めて本所長松井博士が警察學專攻の事を思ひ立たれました。大學に於ても卒業後尙二年此事を專修致され、又其間に於て警視廳へも特に實地見習の爲めに出て居られました。後に明治三十一年の頃でありましたか、初めて警視に任ぜられ、四谷署長が始まりであつたと存じます。專攻の學者が警察部内に入られたのであります。之につきましては、

當時大學出身にして行政殊に内務行政方面に参りまする人は、大概清浦子爵などの御世話を願ひましたこととありますが、殊に其以前には警保局長で居られましたし、又閣下が治罪法に大關係がありました。爲に、特に御指導を願ひ、以て今日あるに至りましたやうな次第でございます。斯の如く、終始一貫、又我國に於て初めて警察學を專攻せられた此の所長の下に、此新しい建物及び設備が整へられたと云ふことは、我警察の進歩について誠に喜ばしい事であると考へる次第であります。

明治三十七八年に當りまして米國聖路易の萬國博覽會がありました。此際に萬國學藝會議がありました。此萬國學藝會議には私も之に臨みました。此が、其節英國の博覽會事務總長が宴會を開きまして、私も招かれました。然るに英吉利館には、皆英吉利より態々倫敦巡查を呼寄せまして世話をさせました。事務所に於きまして、大勢の立派な巡查が來客の世話をして居るのであります。依つて私は食事の節總長の近傍に居りましたので、斯う云ふこと



を申したのであります。「私は若い時分に倫敦に留學致して數年居つた。其節誠に巡査に色々世話になり、巡査に對しては好い感じを持つて居つたが、二十餘年の後再び此地に於て倫敦巡査に出會つて世話になつた。恰も舊友に出會つたやうな、Old friendに出會つたやうな心持である」と云ふことを申しました。所が總長は非常に喜びまして、「イヤ實はそれなんだ。他國の米國に自分の國の巡査を引張つて來て居ると云ふのは、如何にも米國に對して、米國の警察權に對して、憚るべき事のやうであるが、實は自慢に引張つて來たのだ。Living exhibition(生きた出品)をしたのである。其出品を懐かしいと言つて、舊友に逢ふやうな心持がすると言つて呉れるのは、此上もない名譽である。彼等に話してやらう。」と言つて、大變に喜んだのであります。御承知の通り、倫敦巡査は英國の自慢であります。萬國の人の集る所にこれを出品したと云ふことは、之を以て其誇りとする所以で、理由のあることであります。英國人は、巡査に對して、自分等を守つて呉れる人である、自分等の友達である

と思つて居りまして、恰も外國から來た留學生が彼等を懐しむ如く、英國人も亦彼等を懐しむ、信賴の心を以て之に對して居ることは美しい話で、自慢に出品したのも理由がある。近來佛國警察から、倫敦巡査の視察員を出しまして、佛國に歸つてから、總て其の制度を改良しました。餘程改良が出来ましたが、旨く往かない。何故に旨く往かないかと云ふと、巡査だけは旨く往くが、まだ人民が倫敦程に往かない、と云ふ此頃の話であります。斯様に警察官、警察吏と云ふものは、人民の生活に對して、内は國民の友となり、外は人類各個人の友となるべきもので、舊友 Old friend と私が言つたのを英國人が喜んだのも、亦故ある哉と思ふのであります。

警察官は各種の官吏、各種の機關の中で、最も直接に多くの人民に接する官職を帯びたものであつて、白晝肩摩、擊の市街を往來する千萬人にも直接する。深夜人鎮つた三更に於て眠つて居ります所の千萬人にも直接に關係がある職務である。寸時も警察と人民は離るゝことの出来ないものである。



況んや内、近頃思想上に急激な變化があり、外、國際主義の非常なる發達がある。先刻後藤男爵も御述べになりました如く、國交上に於ても非常に關係があるのである。警察と云ふものは、一方から見れば國の看板である。倫敦に往つた者が、誠に良い心持をして歸つて來る、英國に對して好感情を持つて歸つて來るのは、倫敦巡査に好感をもつたからだと云ふやうなこともあり得る。誠に警察官は國の看板となり、従つて國の品位にも關する、國の飾りにもなる。又、内に於て、國家の安寧と發達、此等に關係のあることは申さずとも分つた事でありませぬ。

然るに、斯の如き眞の發達を爲さうと思ひますには、其基礎は學理的の準備教養の要るのは勿論でありまして、斯の如き設備が出來て、それに前に述べました如き所長の支配の下に於て、此警察官吏教養の事務を行はれます時に於きましては、我國の警察と云ふものも亦、内は國民の友となり、外は人類の友となり、國の飾りとなることも期せられると思ひますし、又斯の如き事を基礎と

して進まれるであらうと云ふことを信ずる次第であります。回顧致しますれば、四十年前は人格徳望共に高き總監が、自から謙抑して生徒の位置に立つて、吾人の講義を聴かれました時代でありましたが、今日は總監、各地方の警察部長を首めとして、此事に關する首腦の人等は、皆其道の學識經驗共に立派な基礎のある方々でありまして、其間の進歩は實に驚くべきものと言はなければならぬのであります。二十餘年前、松井所長が警視廳の第二部長をして居らるゝ時分に、道路の左側通行の事が定まりました。時の人民は、悉く無用の干涉、無用の自由の制限の如く、或は評し或は嘲笑致しましたが、今日に至りましては益々其必要を感じまして、頻に之を勵行する必要を認むるに至りました。此間の進歩は實に驚くべきものであります。これから先きの二十年の進歩は必ずや之に倍蓰するものあるは疑を容れないのであります。必ず我警察官吏と云ふものも、彼の英國の總長が萬國博覽會に於て誇りました如く、國の飾りとなり、萬國に對する誇りともならん事を祈る次第であります。



既往を追懐致しまして今昔の感に堪へず、茲に深厚なる祝意を表しますと同時に、將來の發達を祈る次第であります。

〔大正十一年六月一日、警察講習所落成式に於ける演説〕

### 高橋作衛博士追悼會演説

〔大正十一年六月十一日〕

高橋家御一族竝に各位閣下。

本日故高橋博士の追悼の法會を営まれまする此席上に於て、故博士について一場の講演を爲すべき哀しき義務を負ふに當り、過去を追懐して無量の感慨に耐へぬ次第であります。私は近時公の講演は總べてお断をして居りますが、數月前、實行委員立博士より御懇切なる御依頼に預り、殊に私は博士の生前特別の親密な關係にもあり、又故博士の公生涯に著大な影響を來した事件に干與して居りますから、情誼辭することを得ず、遂に御引受けすることに相成りました。博士の人格學識については、御集會の諸君既に御熟知の事でありますから、特に今日私から御話する必要は無いと思ひます。仍つて本日特に



講演者として私を指定せられた所以かとも推察せられます故博士の公生涯に著大な影響を與へた事件について暫く清聴を煩はしたいと存じます。

故高橋博士が大學を卒業せられたのは明治二十七年七月十一日でありまして、爾後博士は大學院に入つて國際公法の研究を企てられました。是より先き、明治二十五年十一月、日本の千島艦が「イギリス」の商船「ラヴェンナ」號と瀬戸内海に於て衝突し、日本政府と「イギリス」の會社との間に訴訟が起りました。當時はまだ治外法權が存して居つた時代でありましたから、日本政府は横濱の「イギリス」領事館裁判所に出訴して敗れ、香港の裁判所に控訴して再び敗れ、結局「イギリス」の樞密院に上訴して勝訴となりましたが、此事件は當時の海軍當局をして國際法研究の必要を痛切に感ぜしめました。次いで日清戰爭の導火線とも云ふべき高陞號擊沈事件が起りました。是は支那が「イギリス」の商船を借りて自國の兵士を運送するのを東郷浪速艦長が途中で擊沈したのであつて、後には國際法上日本の行爲の正當である事が判りましたが、當時「イ

ギリス」の新聞紙は、之を海賊行爲なりとして、盛に非難しました。此事件は、先の千島艦事件と併せて、政府をして益々國際法研究の必要を感ぜしめ、之に違反せないやう、細心の注意を拂ふやうになりました。八月一日の日清戰爭の宣戰の詔勅中にも、特に國際法に従ひ云々と明言せられましたのも、是等の事情があつたからであります。

扱て愈々開戰となつて、日本海軍も出動することゝなりましたが、先きの千島艦事件、高陞號事件に鑑み、戰時中生ずべき種々の國際法問題を解決する爲め、國際法の専門家を旗艦に搭乘させることになりました。然るに、私は千島艦訴訟事件以來、海軍省に關係がありましたが、其人選を託されたのであります。所が、當時日本には未だ國際法の専門家が無く、又國際法に精通して居る學者は無いでもありませんが、皆他の動かすべからざる位地を有して居りましたから、種々熟考の末、高橋君はまだ學校を出たばかりで、これから専門に入らんとする人ではありましたが、竟に同君を推薦することに致し



ました。其理由は、當時の戦争は對支戦争であり、高橋君は父君白山先生の教養に依つて漢學に長ぜられて居つたのみならず、英文にも堪能であるし、問題調査等の技倆も、當時高陞號事件について同君に取調べて貰つた報告書等に現はれた成績に依つて觀るも、最も適任と考へたからであります。かくて、一方海軍省に向つて同君を推薦すると同時に、他方熱心に同君を勧誘しました所、一應郷里に歸つて御兩親にはかられた上、長文の手紙を以て、學問を以て君國に殉ずべき決心を通知して參りました。九月上旬、同君は海軍教授として旗艦嚴島に搭乘し、三尺の劔を帶ぶる代りに、一管の筆を載せて征清の途に上られました。後ち旅順司令部附となり、坪井少將の麾下にあつて、國際法問題解決の任務に當られたのみならず、威海衛の封鎖の際には、清の水師提督丁汝昌に對する有名なる勸降書を草せられました。其文章情理並び至り、讀む者をして流石は白山先生の子なりと其名文を嘆賞せぬ者は無かつたといふこととであります。

明治二十八年、高橋君は名譽の凱旋をせられたが、其後の事は詳しく述べる必要はないと存じます。同三十年、海外留學を命ぜられ、三十三年大學院に論文を提出して學位を得、三十五年東京帝國大學教授に任ぜられ、四十年再び歐米に出張を命ぜられたのであります。此際博士は、日本將來の外交は、アメリカの西部に關するもの頗る重要なりと考へ、數ヶ月を費して該地方に於ける移民の状態を調査し、其報告書を其要路に提出して注意を喚起せられました。其内容は茲に之を公言することを許されませんが、其報告中極めて重大なる事件に關する警告をも含んで居りました。後ち大隈内閣の時法制局長官となり、大正五年貴族院議員に列せられたことは、諸君の御承知の事であります。博士は出征に際して、一篇の長文を私に送り、此行素より生還を期せず、平生蒐集愛翫せる所の書畫は之を私に遺して、他日の記念に供する旨を記し、茲に持參いたしました。此書畫を贈られました。私は假令ひ公の爲めとは云へ、長き將來ある有爲の若者を勸めて從軍せしめ、若し不幸國に殉ぜらるゝ事でも



あつたときは、實に氣の毒の事であると、戰爭中非常に心配しましたが、幸にして此書畫は形見とはなりませんのでしたから、其後ち表装して、博士に題言を乞ひ、之を「生還帖」と題して保存して居りましたが、今は眞實の形見となつて皆様に御目に懸けるやうになつたのは、誠に嘆かましい事でありませぬ。此度追悼會を行はれますについて、數日前此「生還帖」を東郷元帥に御目に掛けて題字を乞ひましたら、元帥は高陞號擊沈事件の當時に於ける博士の功勞を追懷し、喜んで之を諾せられ、翌日御覽の如く「精義凜乎入神」と書して返されました。

博士の人格性行乃至學識については、素より多言を要せぬと思ひますが、簡単に申上げて置きますれば、博士は第一に剛毅の人であり、熱烈な愛國の士でありました。日清戰爭の開始せられるや、敢然として立ち、書を携へて戦に臨まれた事は既に詳しく述べましたが、日露戰爭の際にも、大いに輿論の喚起に力め、又前述の通り危険を冒して太平洋西岸の實地調査を行ふなど、よく博士の性行の一端を表するに足るものと思ひます。第二に博士は情誼の人であ

りました。日清の役、從軍に際して私に遺された此書簡中、自己と同時に卒業せられた多數の友人の就職に關し、一々其性行を敘し、其適任の場所を指示し、懇ろに依頼せられた部分は、實に友情紙面に溢れ、事の大小輕重こそ異なれ、坐ろに諸葛孔明の出師の表を讀むの思あらしめました。第三に、博士は趣味の人でありました。最後に、博士は又學問の人でありました。其著書は日漢英佛獨の五國語に互り、十數種の多きに上つて居ります。學風は實證派の傾向があると思ひましたが、これ誠に故ある事で、博士の國際法專攻の第一歩は、實に書を携へて實戰に臨むの實地研究に始まつたから、勢ひ條約、先例を重ざる實證派の流を汲まれたこと、思はれます。

今や國際聯盟が成立し、軍備縮小は國際間に議定せられ、國際關係は日に繁月に密に趣き、國際法の大家を必要とすること殊に切なるものある時に當り、我法學界に博士を失つた事は、實に國家の爲に痛惜の至に堪へぬ次第であります。又立法院の爲にも、博士に逝かれた事は、多大なる損失と思ひます。唯



其身既に逝くも其功は永く滅せず、博士の獻身的研究の結果は、前述五ヶ國の語、十數種の著書となつて、長へに其功業を後世に傳へる事と存じます。列席各位と共に博士の死を悼みながらも、博士の功業を追懷して聊慰むる所あり、博士在天の靈に對して欽仰追敬の誠を表する次第であります。

### 宇和島中學校に於ける講演

今般宇和津彦神社に文庫奉納の要務を以て歸郷したる際に方り、將來此宇和島を双肩に擔ひ、吾後繼者たる可き諸子に向つて一場の講話をなすは、予の欣幸とする所なり。先年諸子の先輩にも講話をなしたる事あり。予は諸子に向つて、講談的の面白き話、又は珍奇なる講話をなす能はず。何となれば、諸子の先輩には左の道を行けといひ、諸子には右の道を進めと言ふ能はざればなり。先づ以上の豫期を以て、暫時の靜聽を請ふ所以なり。

近來自覺といふ言葉頻りに流行して、能く人々の口にする所なるが、斯かる新しき言葉は、其解釋によりては、往々危険を招くものにして、若し之を自己一身の利益をのみ計る所謂利己主義の意味に解するときは、甚不都合のものとなるなり。然れども、人は國家社會の一分子なり、家族の一分子なり、といふ事



を知り、己の本分義務を知る意味に於ての自覺は、甚だ大切なる事なり。世界四聖中の一人「ソクラテース」は「汝自身を知れ」「Know thyself」と教へたり。其の門人には「プラトーン」「アリストートル」等の大哲人ありて、此等の人々の學問は、實に西洋文明の淵源となれり。現に此「汝自身を知れ」といふ言葉は「アテネ」の大成殿門に刻せられて、千古不磨の金言たり。即ち、人は各自先づ己の本分義務を知らざるべからず。知行合一といふ事は、尤も必要なれども、先づ知らざれば行ふ能はず。されば、我等は各自に、我は人の子なり。社會の人なり。國家の一分子なり。學校生徒の一人なりと自覺せざるべからず。斯かる自覺ありてこそ、始めて聖人を學んで至るべく、各「ソクラテース」ともなる事を得るなれ。而して、此己を知るには如何にすべきか。徒に一室の内に屏居して思索に耽るとも得べからず。必ずや他と比較して、己の地位、身分、境遇、乃至は現今の時勢等を熟知し、之に處する方法を講ぜざるべからず。現に過去數年間の大戰亂の後、世界の趨勢は如何なる方向に展開せるか。復往昔の如く國

を鎖して嬰守孤立するの時に非ず。萬國協同して事を爲さんとする國際主義 (Internationalism) に進みたるなり。されば、國際聯盟事務所又は萬國裁判所等の如きものを設けて、政治、宗教、學問、經濟を始め一切の事を共同して爲さんとする時運に向ひたるなり。然らば、諸子は將來かゝる世に立ちて事を爲すべき者たるを自覺せざるべからず。此自覺たる、勿論大問題にして、一言以て盡すべからざれども、先づ第一に他國人と自由に談話するを得るの能力なかるべからず。即ち語學に通ぜざれば己を知る者となす能はざるなり。かの平和會議に日本を代表して使命を全うして歸朝せられたる牧野伸顯男の爲に、總理大臣を始め歡迎會を催したりし時に、其劈頭の土産話として、日本人は語學に拙なり」と言はれたるを見て、我國民が如何に語學に努力すべきかを知るに足れり。實に列國と折衝し、片言以て國家の安危を定むるの時に方り、啞者にして焉んぞ其使命を完うするを得んや。敵と戦はんとするには、利器を擇ばざるべからず。如何に辨慶、清正等の勇あるも、薙刀、片鎌の鎗にては、速



射砲に抗する能はざるべし。言語は現世の武器なり。されば諸子は此武器を研磨して鋭利ならしめざるべからず。

今般萬國仲裁々判官を選任することとなりたるに、語學の熟達せる人は甚少し。我國人は概して語學拙劣なり。之に反して、支那人は語學に堪能なる者多く、堂々と其意見を陳述するを得るなり。故に、此際若し我國人にして語學に堪能なる者あらば、辭を卑うし禮を厚うして聘せらるゝに至るべし。是を以て、國際的の現今に於ては、語學を學びて之に熟達せんことは、即自己を知るの一端とせざるべからず。

又、我は我國家の一人なりとの自覺を起さんには、先づ列國の事情を熟知し、而して我國民性を知らざるべからず。言ふまでもなく我國民性とは忠君愛國の精神あることなり。

英吉利の國民は、總ての點より見て堅實なる國民にして、一方に溫厚誠に頼もしき君子國なり。平生眞摯に、規則正しく勉勵するを以て、いざといふ場合

に周章することなし。又英國は實に禮義を重んず。公園等に遊びても、縦令幼兒と雖花を摘み枝を折らんとすれば、乳母は靜に之を制し、決して公共の物を害せざる様訓練をなす。先皇帝崩御の際、バックingham 宮殿に到る群衆は、一列をなして、他を排して己を先にせんとする風なかりき。電車に乗り汽車に乗るとき亦同じ。商店に於て買物をなすにも、互に信を守り、品物の送達、時刻の約束等、決して之を誤ることなし。

佛蘭西は如何。巴里は世界の遊び場の中心となりて、多少浮華の點あれども、一般國民殊に農民等に至りては、非常に勤勉儉約なり。一八七〇年の戰に於て獨逸に破られてより、臥薪嘗膽、勤勉貯蓄、國力を養ひ、假令國は焦土となるも、必ず會稽の恥を雪がざるべからずと努力したり。

獨逸國民は勤儉の國民にて、世界第一の學問國として著はれ、軍備、政治、商業、工業、皆組織的に整然たり。彼の大戰に於て、あらゆる他の文明國を敵に廻はして、五ヶ年の歳月を支へたりしは、假令敗れたりと雖も、遁れの負け方なり。



若し自餘の國ならんには、到底二國を相手として戦ふことすら難事ならん。商品の如きも、低廉堅牢、他を壓倒せざれば已まざるの概あり。嘗て英國に於て獨逸の輸出品を阻止せんが爲、輸出品には英語にて其獨逸製品たるを明記せよと命ぜしことあり。獨逸人は其命を守り、一層材料を精選して輸入したりしに、却て獨逸品の堅牢にして低廉なるの聲價を増し、遂に英本國の製品を壓倒するに至れり。唯此一例によりても、其國民の氣風を察するに餘あり。

次に米國は如何。米國程恐るべき國は無し。所謂沃野千里とは、形容にあらずして實際なり。例へば、玉蜀黍のみの大平野を汽車は幾日も走るといふ如く、其財源は頗る豊富なり。又其國民性は、勇往邁進、勤勉にして率直なり。少しの偽なく、大まかな所あり。其の代りに、人に禮をする時間すら無く、頗る挨拶するの觀あり。予は明治九年彼地に到りしに、一見禮儀なく、事々物々物質主義に傾き、誠に嫌惡の情を起したりしに、其後二度三度と渡航するに及び、實に恐るべき國なりと思惟するに至れり。普通教育はよく普及し、廣漠たる

沃野の農事には、皆機械の力を假らざるべからざるを以て、田夫野人に至るまで、皆學問の威力に依りて財源開發に努力せり。

伊太利は、古來英雄も出で、歴史の遺跡多く、加ふるに天然の季候良好、山紫水明の國なれども、此の山河にして此人民ありと思ふ程、此地に住む國民は、品性下劣、人と交際するにも偽を以てする有様にて、性怠慢、誠に情なき國民なり。汽車中にも合鍵を持てる巡査あり。日本は、かゝる國と共に世界五大強國と呼ばるゝ事を知らざるべからず。我國に於ても、高官顯職に在る人、賄路を受けて失敗する事、慨歎に堪へざるなり。昔は賄路の如きは、支那の官吏のなす事と笑ひ居たりしが、今日は恬然として之を行ふ者あるに至れり。又武士道を以て禮儀正しかりし昔の風尚は、復見るべからず。今や家においては行儀よくとも、出ては他を排斥するといふ、憂ふべき現象あるに至れり。

昔、早船とて、當地より大阪に行くに三十日を要したりしが、今は三日に短縮せられたり。斯く世は開け行くことを自覺せざるべからず。我等は國家に



盡すべき立派な紳士の卵なり。中學生として公德を守らざるべからずと知るは、則汝自身を知る所以なり。左側通行をなすべきを知らば、學生は先づ之を實行して、他の人々にも倣はしめざるべからず。

元來宇和島地方の人は、誠に人氣よしとの風評を聞くは、大に喜ぶべき事ながら、其反面に於て、進取の氣象に乏しきを知らざるべからず。例へば、來客に坐蒲團を進むるにしても、當地方の人は、徒に辭讓の間に時を失ふを免れず。徒に虚禮を盡して退嬰辭讓、眞に進取の氣象に乏しといふべし。書生にも尙此風あり。予の家を訪問せる者に、果物なり菓子なりを勸むるに、愛媛縣人は辭退して、暇にまかせて時間を浪費する風あり。一方埼玉縣人は然らず。勸めらるゝ儘に、直に手を出す。故に、本縣人は其間に皆埼玉縣人に取らるゝなり。是獨り菓子のみならんや。萬事概ね之に類す。

當地は全く榮螺の如き地勢なり。さりながら之を以て自ら恃むことあるべからず。諸子も知れる如く、榮螺は非常に硬き殻を有する者なれば、自ら恃

むこと厚く、我自ら此蓋を閉づれば如何なる外敵も、決して我を侵す能はざるべしと自負し、危難の身に及ばんとするを見るや、輒ち堅く其蓋を閉鎖し居たりしに、或日異様の大音あり、我は安心とは思ひながら、少し怪しき模様あれば、竊に蓋を開きて之を覗へば、既に魚商の店頭にあり、側に一錢五厘と書きたる札を立てられたりといふ。諸君も餘り恃み過ぎなば、遂には一錢五厘の札を立てらるゝに至るべし。

抑當校は南豫の邊陲にありて明治十九年の創立なり。設立當初の目的とする所は、堅實にして根氣強き人物を造らざるべからずといふに在り。今は又更に其短所とする進取の氣象を養はざるべからず。

近頃流行する「ストライキ」といふ者は、己を知らざるの甚しきものなり。是全く薄志弱行者の行爲なり。即ち中に一二人の惡者ありて他を誘導すれば、直に附和雷同して騷擾を醸すなり。群衆心理とは此事なり。元來「ストライキ」等の起る地方は、必ず其人の意思薄弱なる地方なり。學生にして若し學生



の本分を忘るゝ者あらば「ソクラテース」の罪人なり。諸子は、各身を立て、道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯はすの抱負なかるべからず。

往昔彼の「トラファルガー」の大海戦に於て「ネルソン」が將に瞑せんとする最期に言ひし言葉を記憶せよ。「我は神に謝す、我は我本分を盡せり。」“Thank God, I have done my duty.”と。人として臨終の際、此言をなし得る者程幸福なるはなかるべく、慰安を得ることはなかるべし。我等は此言を發して安らかなる良心を以て永眠する様、平素より注意を怠るべからず。又、論語にも、曾子有疾、召門弟子曰、啓予足、啓予手、詩云、戰々兢兢、如臨深淵、如履薄氷、而今而後、吾知免夫小子とあり。人の子として父母の遺體なる本分を知り、其最期の時に於て此の言を發することを得る様、平素より覺悟せざるべからず。以上、予の老婆心にて、忌憚なき老の繰り言此の如し。

〔天正十一年六月、宇和島中學校校友會發行「鬼ヶ城」第二號掲載〕

## 含翠樓記

含翠樓は堀部乙藏君燕息慰勞の處にして、余の命名する所なり。大正辛酉の夏、余事を以て郷里に在り、會々堀部君の別莊成り、友人居村繁治郎氏を介して余に命名を求めらる。余居村氏と多年の深交あり、義劇務を以て辭すべからず。曰く、凡そ物に名づくるは、其名をして其實の實たらしめざるべからず、冀くは其家に就きて之を實見し、落想を待つて其囑に應ずべし。然れども落想は求めて致すべからず、或は瞬時にして來り、或は年を経るも來らざることあり、請ふ之を諒せよと。堀部君之を諾す。依て三人相携へて別莊に臨む。別莊は鶴島城山の北麓、宇和島内港を距る僅に數百歩の地に在り。附近は人家櫛比、商肆工場相接し、牛の負ふもの、馬の駄するもの、車の載するもの、終日絡繹として絶えず。君が郊外幽勝の境を求めずして、市井熱鬧の地を卜したる



所以のものは、蓋し其志市に隠るゝに非ずして、大に世に務むるにあらんとするが爲めなり。君資性敦厚圓熟、最も理財に長ず。堀部氏は宇和島の名族にして、世々商を業と爲し、君は其支族たり。夙に宗家の幼主を輔けて其業務を主宰し、以て倍其家名を發揚し、傍ら各種の實業及び地方公共の事業に鞅掌す。偶々寸暇あれば、入つて書畫を觀賞し、謠曲を樂んで僅に積勞を慰す。君が出入自在の地に別莊を築きて忙中に閑を求むるは、蓋し之が爲めなり。嗚呼君の如きは君子選其處而居之ものと謂ふべきなり。別莊の構造、清楚幽雅、一たび之に入れば、身の塵巷の中に在るを忘る。余の導かれて樓上に座するや、壁間の高窓忽ち余の視感に觸る。仰いで之を望めば、長方形の二窓、東方雲表に聳ゆる碧巒を收めて、一眸の中に在り。宛も一双の洋畫額を壁上に顔するが如し。時正に孟夏、翠色窓に入つて滴らんとす。余膝を打つて曰く、是れ有る哉、杜甫句あり、窓含西嶺千秋雪、門泊東吳萬里船と。此樓の東窓千年の翠を含み、其門亦萬里の船を泊する内港に接して甚だ遠からず。只唐詩と異なる所、

東西夏冬の相反するあるのみと。落想一閃即ち含翠樓と命名す。庶幾くは此名獨り樓窓高峯の翠を含むの雅號たるのみならず、樓主の壽德亦翠嶺の如く高きの象徴たらんことを。

大正十一年孟夏



## 讀律書屋所藏御成敗式目目錄序

本書は余が多年蒐集した御成敗式目の分類目錄である。御成敗式目は武家社會に顯現發達せし法的規範を編制した鎌倉幕府の基本法典である。此法典は中古の律令又は明治維新以後の諸法の如く、支那法又は泰西の諸法を模倣繼受したものではなくして、自發的の固有法に屬するものである。而して鎌倉時代の後、室町時代に及ぶも、尙此式目は幕府の基本法として權威を有して、本邦法典史上最も重要な地位を占めたことは言ふまでもなく、其全篇は夙くより搢紳武將の間に講讀せられ、其條章は學徒の筆寫習字の目的に使用せられ、殊に徳川時代となつてからは、此式目は庭訓往來其他の童訓書と竝んで寺子屋教育に於ける初學童蒙の讀書習字の主要な教科書として一般に使用せられるに至つたのは、古今東西の法典史上唯一の事例であつて、實に本

邦教育史上の偉觀である。

御成敗式目の筆寫本及び刊本の今日に遺存して居るものは、其數決して少く無い。余の今日迄蒐集し得たもの、即ち此目錄に登録してあるものは、其數總べて六百七十一部四卷七百十四冊である。式目の刊行せられたものは、大永享祿の板本を以て最古となし、之に次ぐものを慶長十二年版とする。慶長以後に於ても、本書の筆寫せられたものは、其數決して少く無いけれども、慶長以後に於ては、各年代毎に殆ど式目の刊行あらざる無きの有様であるから、大體慶長以前を以て式目の寫本時代と爲し、慶長以後を以て式目の板本時代となすことを得べきものと思ふ。余の今日迄に蒐集し得た式目の版本は、其數總べて四百八十八部四百八十八冊であるが、式目の註釋書及び翻譯書を除く、其中、享祿版の三部(三冊)を除くの外は、總べて皆慶長以後の刊行に屬する。此外に既蒐の式目註釋書百四十五部百九十冊の中、寫本十一部(十一冊)を控除した以外の百三十四部(百七十九冊)は、亦皆慶長以降の刊行に屬するものである。



即ち、此兩者の通計六百十九部(六百六十四冊)は、實に慶長以後明治年間に至るまでの刊行に係るものであつて、其版種は無慮百七十八種に上つて居る。吾人は寧ろ其意外に多數であるのに驚かざるを得ないが、而もこれは刊行せられたる式目の全部ではなくて、余の蒐集し得たもの以外にも尙ほ未発見又は滅失の刊本が有るに違ひ無いと思はれる。而して此等既蒐の式目刊本の調査に據つて觀ても、吾人は本邦近世に於ける印刷文化の進歩發展の跡を明にすることが出來ると同時に、近世學藝發達の一側面觀をも看取することが出来るのは、吾人の興趣を禁ずること能はざるところである。

余が本書の蒐集に著手したのは明治十五年以來の事である。始めは好事的の意味も有つたが、後次第に其數を加へるやうになつたので、斯うして蒐集を續けて行つたならば、他日必ずや之を以て研究の資料たらしめることが出来るであらうと考へ、爾來間斷なく蒐集したのが、遂に此「コレクション」を成すに至つたのである。而して、其蒐集に際して、敢て同種同版の重複を避けな

つたのは、汎く遺書を求め獲ようとするには、重複過剰は素より厭ふべきでないと考へたのと、今一つは其遺存の數に依つて該版の行はれた情況を測知しようとして欲したので外ならぬのである。

今や此「コレクション」は余の讀律書屋の庫中に在つて十餘個の書函に溢れるほどの有様である。然るに多年我が書屋に出入する植木直一郎君は、先年來穂積獎學財團の補助を受け、之について熱心な調査研究を遂げ、今や該研究は略完成するを得て、其成績の一部分は近く發表せられる筈である。本目録も亦同君が調査の便宜の爲めに作成せられたものである。斯うして幸に此「コレクション」が研究の資料となつて學界に寄與するところ有るに至つたのは、余の欣喜に耐へぬところである。

余は尙今後も引續き本書の蒐集を行ひ、身後は之を東京帝國大學に遺贈して永く攷學の資に供したいと欲するものである。

本書の蒐集については、友人各位の深甚なる厚意を辱うしたものが極めて



多い。岩崎男爵家、久原房之助氏、文學士平林治徳氏、前田侯爵家は貴重なる藏本の模寫を許され、又池邊義象氏、文學博士上田萬年氏、同大槻文彦氏、同狩野亨吉氏、栗田勤氏、文學博士佐佐木信綱氏、澁澤敬三氏、高木亥三郎氏、高橋毅一氏、法學博士瀧本誠一氏、法學士力石雄一郎氏、富澤充氏、文學博士萩野由之氏、法學博士松井茂氏、文學博士三上參次氏、八代國治氏、和田維四郎等の諸氏は、或は其貴重なる藏書を惠贈せられ、或は本書の蒐集につきて多大なる援助を與へられた。本「コレクション」が幸に今日見るが如き大集成を成すを得たのは、全く諸氏の厚誼に依ることである。記して以て深厚なる謝意を表す。

大正十一年七月

〔編者云、讀律書屋收藏の御成敗式目の目録は前後三回作成せられたが、こゝに掲げたものは第二回目の目録の序文である。第三回目の目録は、昭和五年四月即ち先生薨後四周年祭の折に出版された。先生の生前に蒐集された式目は、積り積つて、結局卷子本が六卷、寫本と版本が併せて壹千〇五拾冊、之を本箱に納れて十八函となつたのであるが、先生の遺言に依り、昭和五年

七月二十五日、令嗣重遠博士より之を東京帝國大學に寄附せられ、同大學圖書館の記念室に藏められることゝなつた。尙ほ之を納めたる書棚の上には、令室歌子刀自の筆に成れる『穂積陳重蒐集御成敗式目』の十一文字を大書した扁額が掲げられてある。〕